

令和 3 年度 認証評価

神戸教育短期大学
(旧 夙川学院短期大学)
自己点検・評価報告書

令和 3 年 12 月

目次

自己点検・評価報告書	P.3
1. 自己点検・評価の基礎資料	P.4
2. 自己点検・評価の組織と活動	P.14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	P.16
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	P.16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	P.20
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	P.23
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	P.27
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	P.27
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	P.41
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	P.56
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	P.56
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	P.62
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	P.64
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	P.66
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	P.69
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	P.69
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	P.72
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	P.74

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、神戸教育短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和3年 12月 25日

理事長

増谷 昇

学長

三木 麻子

ALO

井本 英子

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

明治 13 年 4 月 13 日	増谷かめ、御影町弓場に裁縫塾を開設
明治 34 年 11 月 6 日	御影町浜西に増谷裁縫女学校設立認可
大正 4 年 7 月 23 日	校名を増谷女学校と改称
昭和 2 年 5 月 12 日	校名を増谷高等家政女学校と改称
昭和 11 年 10 月 26 日	増谷高等女学校（五年制）の設立認可を受け改称
昭和 20 年 6 月 5 日	戦災により校舎全焼
昭和 23 年 2 月 28 日	西宮市獅子ヶ口に移転し校名を夙川学院高等学校・夙川学院中学校と改称
昭和 24 年 4 月 1 日	夙川学院の教育の基本理念にキリスト教精神を導入
昭和 26 年 3 月 5 日	学校法人認可
昭和 40 年 4 月 1 日	西宮市甕岩町に夙川学院短期大学家政科開学
昭和 42 年 4 月 1 日	西宮市神園町に夙川学院短期大学附属幼稚園設置
昭和 55 年 11 月 21 日	夙川学院創立100周年記念式典挙行
平成 2 年 10 月 16 日	夙川学院創立110周年、夙川学院短期大学開学25周年記念式典挙行
平成 19 年 4 月 1 日	神戸夙川学院大学観光文化学部開学
平成 22 年 4 月 13 日	夙川学院創立 130 周年記念式典挙行
平成 25 年 4 月 1 日	西宮市甕岩町から神戸市中央区港島に夙川学院短期大学を移転
平成 26 年 4 月 17 日	神戸夙川学院大学募集停止を文部科学省へ報告
平成 27 年 4 月 1 日	神戸夙川学院大学観光文化学部観光文化学科を神戸山手大学現代社会学部観光文化学科へ事業継承 夙川学院短期大学開学 50 周年
平成 28 年 4 月 1 日	西宮市神園町から神戸市中央区港島に夙川学院中学校・夙川学院高等学校を移転
平成 31 年 4 月 1 日	夙川学院中学校・夙川学院高等学校を須磨学園中学校・須磨学園高等学校へ事業継承
平成 31 年 4 月 1 日	大阪府八尾市に神戸教育短期大学附属八尾ソレイユ認定こども園設置
令和 2 年 4 月 1 日	大阪府八尾市に神戸教育短期大学附属八尾ソレイユ認定こども園分園プチソレイユ設置
令和 3 年 4 月 1 日	夙川学院短期大学附属幼稚園は閉園し、夙川学院ソレイユ認定こども園として新たに設置

<短期大学の沿革>

昭和 40 年 1 月 25 日	夙川学院短期大学 家政科（入学定員 80 名）設置の認可
昭和 41 年 4 月 1 日	保育科（入学定員 40 名）を増設
昭和 42 年 4 月 1 日	美術科（入学定員40名）を増設
昭和 43 年 4 月 1 日	家政科入学定員変更（80名→200名）の上、家政専攻80名、被服専攻80名、食物栄養専攻40名に分離。保育科（40名→80名）入学定員変更 保母資格養成課程の併設認可。栄養士養成施設認可
昭和 44 年 4 月 1 日	英文学科を増設。家政科を家政学科に保育科を幼児教育学科に改称。 司書課程併設認可。家政学科食物栄養専攻（40名→80名）入学定員変

	更
昭和45年4月1日	家政学科被服専攻を服飾デザイン専攻に改称。 専攻科（美術専攻一年制）を設置
昭和46年4月1日	美術科を造形美術科に改称
昭和47年4月1日	幼児教育学科を児童教育学科に改称 家政学科家政専攻（80名→40名）服飾デザイン専攻（80名→40名）入 学定員変更
昭和48年3月31日	幼児教育学科と保育資格養成課程の併設廃止
昭和49年4月1日	造形美術科を美術科に改称
昭和50年4月1日	児童教育学科（80名→150名）入学定員変更
昭和51年4月1日	児童教育学科（150名→240名）美術科（40名→80名）英文学科（40 名→100名）入学定員変更
昭和61年4月1日	期間を付した入学定員の変更（臨時的定員増） 家政専攻（40名→80名）食物栄養専攻（80名→120名）英文学科 （100名→200名）
昭和62年4月1日	美術科入学定員変更（80名→120名）。英文学科を英語英文学科に改称
平成元年4月1日	家政学科服飾デザイン専攻（40名→80名）入学定員変更
平成5年4月1日	家政学科家政専攻を生活科学専攻に改称
平成11年3月31日	専攻科（美術専攻）一年制を廃止
平成11年4月1日	学位授与機構認定の専攻科（美術専攻）二年制を設置
平成12年4月1日	期間を付した入学定員の延長および変更。生活科学専攻、食物栄養専攻 とも各40名の臨時的定員を平成17年3月まで延長。英語英文学科の臨 時的定員を10名に変更し平成17年3月まで延長（入学定員110名）。 全学科の入学定員840名を750名に変更 教職課程の再課程認可（幼稚園・小学校・中学校の各教職課程）
平成13年4月1日	家政学科生活科学専攻の期間を付した入学定員（臨時的定員増40名） を廃止し、恒常的入学定員化（入学定員80名） 美術科を美術・デザイン学科に改称 専攻科（美術専攻）を専攻科（美術・デザイン専攻）に改称
平成14年4月1日	人間コミュニケーション学科、家政学科ウエルネス専攻、家政学科、フ ァッション専攻を設置。専攻科（保育専攻）を設置 保育士養成課程（三年制）の認可
平成15年9月30日	英語英文学科、家政学科服飾デザイン専攻を廃止
平成16年3月31日	家政学科生活科学専攻を廃止
平成16年4月1日	家政学科食物栄養専攻の期間を付した入学定員（臨時的定員40名）を 廃止し、恒常的入学定員化（入学定員120名）
平成17年4月1日	家政学科ウエルネス専攻を健康科学専攻に改称
平成18年4月1日	専攻科（保育専攻）入学定員変更（40名→100名） 栄養教諭課程の認可
平成19年4月1日	家政学科ファッション専攻（80名→60名）美術・デザイン学科（120 名→80名）入学定員変更
平成20年9月30日	人間コミュニケーション学科を廃止
平成21年4月1日	家政学科ファッション専攻（60名→40名）家政学科食物栄養専攻（120 名→100名）児童教育学科（240名→130名）美術・デザイン学科（80 名→50名）入学定員変更。全学科の入学定員500名を320名に変更
平成23年4月1日	児童教育学科入学定員の変更（130名→100名）

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

（神戸市 人口統計 毎月推計人口より／西宮市 人口・面積 推計人口・面積より／明石市 統計情報（人口と統計） 推計人口より／姫路市 人口統計 毎月の推計人口より／大阪市 推計人口 推計人口（毎月1日現在）・人口異動より）

	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
神戸市	1, 535, 161	1, 531, 691	1, 526, 639	1, 522, 273	1, 525, 974
人口増減率 (%)	▲0. 15	▲0. 23	▲0. 33	▲0. 29	0. 02
西宮市	488, 843	488, 280	488, 244	487, 412	484, 204
人口増減率 (%)	0. 18	▲0. 12	▲0. 01	▲0. 17	▲0. 06
明石市	294, 185	296, 565	298, 511	299, 333	303, 835
人口増減率 (%)	0. 25	0. 80	0. 65	0. 27	0. 15
姫路市	534, 117	532, 605	531, 218	530, 099	528, 244
人口増減率 (%)	▲0. 28	▲0. 28	▲0. 26	▲0. 21	▲0. 03
大阪市	2, 703, 453	2, 714, 818	2, 727, 255	2, 743, 735	2, 753, 476
人口増減率 (%)	0. 38	0. 42	0. 46	0. 60	0. 03

※各年度 1 月 1 日現在

兵庫県の（15～19 歳）高校生に該当する人口の推移

（総務省自治行政局 住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数、令和元（2019）年度は兵庫県 推計人口・面積 地域別人口関連時系列データより）

	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
15～19 歳	276, 281	274, 885	270, 351	262, 000	258, 721
前年比 (人)	▲2, 079	▲1, 396	▲4, 534	▲8, 351	▲3279

※令和元（2019）年度は令和元年 10 月 1 日現在 その他各年度 1 月 1 日現在

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 28 (2016) 年度		平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度	
	人数 (人)	人数 (人)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道 東北	4	2.3	0	0	3	2.4	2	1.3	0	0
関東 東海	1	0.6	0	0	1	0.8	2	1.3	0	0
中部 北陸	0	0	1	0.7	1	0.8	0	0	0	0
京都 滋賀	6	3.4	2	1.4	5	3.9	1	0.6	4	0.3
奈良 和歌山	6	3.4	5	3.5	4	3.1	3	1.9	2	1.5
大阪	11	6.2	12	8.4	12	9.4	10	6.5	9	6.9
兵庫	126	71.1	107	74.8	87	68.5	126	81.3	107	82.3
中国 四国	18	10.2	14	9.8	9	7.1	7	4.5	7	5.3
九州 沖縄	3	1.7	2	1.4	3	2.4	3	1.9	1	0.7
その他	2	1.1	0	0	2	1.6	1	0.6	0	0
合計	177	100	143	100	127	100	155	100	130	100

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和元（2019）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

「平成 29 年就業構造基本調査」（兵庫県の調査結果）によれば、兵庫県は都道府県別有業率総数（男女）のうち、年齢階級別有業率男女の 15～64 歳（生産年齢人口）の有業率 56.6%となっており、減少傾向にある。しかし、有業者の産業別（3 部門）構成比をみると、第 3 次産業が増加傾向にある。

第 3 次産業化が進む中、医療・福祉、教育、学習支援業への需要は高く、こども学科への保育士、幼稚園教諭の求人は求職学生数を大きく上回る件数が寄せられている。とくに近年、保育士の求人が増加傾向にある。更に低年齢児（未満児）保育の実施状況においても入所未満児数は年々増加傾向にあるため、この傾向は今後も続くと思われる。

よって、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状に加えて星槎大学との教育間連携による小学校教諭二種免許状・特別支援学校教諭二種免許状の取得が可能な本学のこども学科は、今後も地元就職率の高い大学として地元の要請に応じていく。なお、次回就業構造基本調査は、令和 4 年に実施される予定である。

■ 地域社会の産業の状況

神戸は、古くから国際港湾都市として発展してきた。開港とともに開設された外国人居留地を通じてもたらされた様々な洋風生活文化に影響を受け、アパレル、洋菓子、神戸洋家具等の産業が生まれた。

また、貿易船との交易を通じて必然的に新しい技術が伝わり、様々な分野で工業化され操業している産業が多い。神戸は、海岸線が長く、海岸線に沿って、鉄鋼、重工業のエリア、造船業のエリア、専門バースや船舶荷揚げのエリア、コンテナヤードのエリア、客船の停泊波止場などに分かれ、関西の中でも産業が発達している。

さらに、港に近い立地条件が、原材料の輸入や製品の輸出に有利なことからケミカルシューズ、真珠加工等の産業も生まれた。神戸の自然は六甲おろしや宮水などの恵をもたらし、日本でも有数の清酒産地を生み出した。

神戸の美しい自然、港、歴史を背景に生まれた産業は、進取の気風とハイセンスでエキゾチックな市民文化・市民生活に育まれ、神戸ならではの産業として発展してきた。



国土地理院 電子国土基本図データ

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

兵庫県は本州の中西部に位置し近畿地方に属している。また日本で唯一、北は日本海、南は瀬戸内海の2つの海に接している県である。南北に長い圏域を持ち、近畿地方の府県で最大の面積を持つ。そのほぼ中央を日本標準時子午線（東経135度）が南北に通過し、明石市にはこれに因む明石市立天文科学館がある。また南部の瀬戸内海沿岸は阪神工業地帯や播磨臨海工業地帯といった日本有数の重化学工業の集積地となっており、近畿圏最多の工場立地数である。一方で、中部から北部にかけては農林水産業が主な産業であり、過疎地や豪雪地帯も抱える。これら過密と過疎を平均した県単位の産業活動指数は全国平均と同じであることから、日本の縮図といわれることがある。

本学の立地する神戸市は兵庫県の南部に位置し、約150万人を擁する県庁所在地であり、今後も発展が期待される。



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
適合（なし）
(b) 対策
(c) 成果

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

- 令和3（2021）年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学ホームページで情報公表 https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/kyoikukenkyuu.pdf
2	卒業認定・学位授与の方針	本学ホームページで情報公表 https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2019/09/diplomapolicy_190930.pdf
3	教育課程編成・実施の方針	本学ホームページで情報公表 https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/curriculumpolicy_200710.pdf
4	入学者受入れの方針	本学ホームページで情報公表 https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-

		content/uploads/2020/07/admissionpolicy_200713.pdf
5	教育研究上の基本組織に関すること	本学ホームページで情報公表 https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/kyoikusoshiki.pdf
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本学ホームページで情報公表 https://www.shukugawa-c.ac.jp/department/teacher/
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	本学ホームページで情報公表 https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/nyugakusyasu.pdf 、 https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/syuyouteinsu_.pdf 、 https://www.shukugawa-c.ac.jp/disclosure/postgraduate/
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	本学ホームページで情報公表 https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/risyunotebiki.pdf 、 https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/kyoyokyoiku.pdf https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/carrier.pdf https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/senmonkamoku.pdf https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/hoikushisyutoku.pdf https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/taiokamoku.pdf https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/taiokamoku2018.pdf
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	本学ホームページで情報公表 https://www.shukugawa-c.ac.jp/department/evaluation/ https://www.shukugawa-c.ac.jp/graduation/
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	本学ホームページで情報公表 https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2019/10/campuslife.pdf https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/undoushisetsu.pdf https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2019/09/kagaikatsudo_190930.pdf https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2019/09/kyusoku_190930.pdf https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2019/09/kotsusyudan_190930.pdf
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	本学ホームページで情報公表 https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/tuition.pdf

12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	本学ホームページで情報公表 https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/daigaku.pdf https://www.shukugawa-c.ac.jp/exam/scholarship/ https://www.shukugawa-c.ac.jp/course/carrier/ https://www.shukugawa-c.ac.jp/campuslife/counselingroom/ https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/kakuninshinseisyo.pdf
----	------------------------------------	--

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	本学ホームページで情報公表 http://www.shukugawagakuin.net/summary/

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和元（2019）年度）

公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金は、教員（研究者）と共に事務職員が本学の規程に基づいて管理運営を行っている。平成 25（2013）年度より、本学は西宮市から神戸市に移転し、神戸夙川学院大学と同キャンパスで運営していたが、平成 27（2015）年度に神戸夙川学院大学が神戸山手大学へ事業継承したことに伴い、平成 27（2015）年度からは、本学のみでの運営となり、短期大学としての規程が新たに施行されている。しかし、公的資金の運営については、従来の短期大学規程と学校法人夙川学院の内部監査室にて作成された経費フローを合わせて前年度同様に適正な管理がされている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

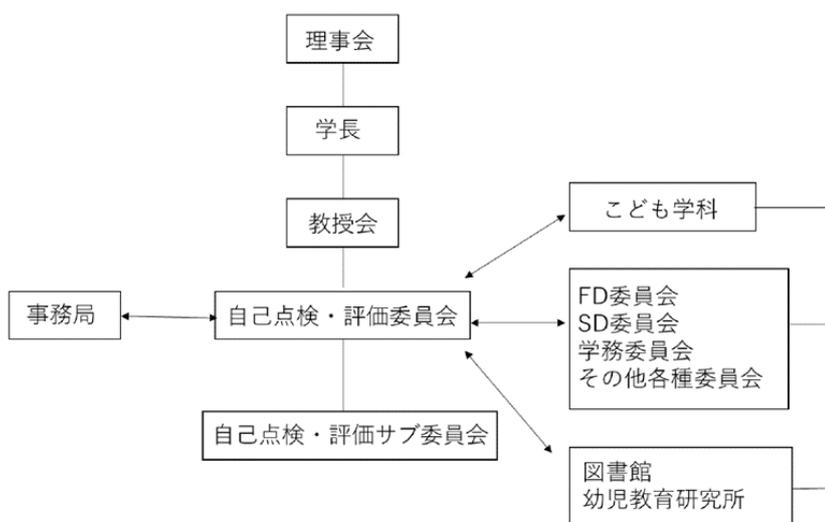
委員長 ◎井本英子

構成員 ◎三木麻子学長、井本英子学科長、井本こども教育研究所所長、◎杉浦誠学務部長(教務担当兼務)、田中麻紀子学務部長補佐(就職担当)、辻本恵学務部長補佐(学生支援担当)、三木入試部長、井本広報部長、藤井裕子図書館長、田中ファカルティ・ディベロップメント委員長、宇賀神一研究委員長、辻本スタッフ・ディベロップメント委員長、田中保育・教職課程委員長、北崎智弘総務部長兼事務局長、建部幸子学務課長、富家晴子入試広報課長

◎がついている者は、自己点検・評価委員会から構成された編纂および校正を担当する委員である。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

■



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価について、学則第1章第1条の2に以下のように規定している。

（自己点検・評価）

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動並びに運営との状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検および評価に関する事項は、別に定める。

平成28年6月1日に評価委員会を自己点検・評価委員会に改称し、規程を自己点検・評価委員会規程とした。その規程に基づいて、本学は自己点検・評価を最重要課題として認識し全学的に取り組んでいる。以下、活動の記録である。

<委員会記録>

自己点検・評価委員会①	令和3年5月26日（水）18時10分～18時30分
自己点検・評価委員会②・メール通知	令和3年5月27日（木）15時50分
自己点検・評価サブ委員会①	令和3年9月8日（水）14時00分～15時30分
自己点検・評価サブ委員会②	令和3年9月15日（水）13時30分～15時00分
自己点検・評価サブ委員会③	令和3年9月22日（水）15時00分～16時30分
自己点検・評価サブ委員会④	令和3年9月29日（水）13時00分～14時40分
自己点検・評価サブ委員会⑤	令和3年10月20日（水）17時00分～18時00分
自己点検・評価サブ委員会⑥	令和3年10月27日（水）15時00分～16時00分

自己点検・評価サブ委員会⑦	令和3年11月5日（金）15時00分～16時30分
自己点検・評価サブ委員会⑧	令和3年11月19日（金）13時20分～14時50分
自己点検・評価サブ委員会⑨	令和3年11月24日（水）15時00分～16時30分
自己点検・評価サブ委員会⑩	令和3年12月5日（日）13時30分～14時00分
自己点検・評価サブ委員会⑪	令和3年12月7日（火）10時40分～10時50分

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

令和2（2020）年度自己点検・評価報告書完成まで、以下の活動を行った。

1. 自己点検・評価委員会① 令和3（2021）年5月26日（水）18時10分～18時30分
井本委員長より令和2（2020）年度自己点検・評価報告書作成にむけて、以下の3点について説明があった。
 - 1) 記入箇所の担当者の割り振りについて。
 - 2) 記入の進め方。
 - 3) スケジュールについて。6月末を目途に担当箇所の入力を行う。以降は一部の担当者において、まとめていくこととなった。
2. 自己点検・評価委員会② 令和3（2021）年5月27日（木）15時50分
井本委員長より、自己点検・評価委員会構成員へのメール通知を行った。
 - 1) 令和3（2021）年5月26日（水）の自己点検・評価委員会の議事録の送付。修正後の記入箇所の担当の割り振りについて。
 - 2) 令和3（2021）年度認証評価（令和2（2020）年度内容）自己点検・評価報告書作成手続き確認。
3. 自己点検・評価サブ委員会① 令和3（2021）年9月8日（水）14時00分～15時30分
自己点検・評価報告書の編纂及び構成を行った。
4. 自己点検・評価サブ委員会② 令和3（2021）年9月15日（木）13時30分～15時00分
自己点検・評価報告書の編纂及び構成を行った。
5. 自己点検・評価サブ委員会③ 令和3（2021）年9月22日（水）15時00分～16時30分
自己点検・評価報告書の編纂及び構成を行った。
6. 自己点検・評価サブ委員会④ 令和3（2021）年9月29日（水）13時00分～14時40分
自己点検・評価報告書の編纂及び構成を行った。
7. 自己点検・評価サブ委員会⑤ 令和3（2021）年10月20日（水）17時00分～18時00分
自己点検・評価報告書の編纂及び構成を行った。
8. 自己点検・評価サブ委員会⑥ 令和3（2021）年10月27日（水）15時00分～16時00分
自己点検・評価報告書の編纂及び構成を行った。
9. 自己点検・評価サブ委員会⑦ 令和3（2021）年11月5日（金）15時00分～16時30分
自己点検・評価報告書の編纂及び構成を行った。
10. 自己点検・評価サブ委員会⑧ 令和3（2021）年11月19日（金）13時20分～14時50分
自己点検・評価報告書の編纂及び構成を行った。
11. 自己点検・評価サブ委員会⑨ 令和3（2021）年11月24日（水）15時00分～16時30分
自己点検・評価報告書の編纂及び構成を行った。

12. 自己点検・評価サブ委員会⑩ 令和3(2021)年12月5日(日)13時30分～14時00分
自己点検・評価報告書の編纂及び構成を行った。

13. 自己点検・評価サブ委員会⑪ 令和3(2021)年12月7日(火)10時40分～10時50分
自己点検・評価報告書の編纂及び構成を行った。

様式5-基準I

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

<根拠資料>

1. 学生手帳 [令和2年度] p.1
2. 大学案内 [令和2年度] p.1
3. 本学院法人ホームページ [情報公開]
<http://www.shukugawagakuin.net/philosophy/>
4. 学校法人夙川学院創立百三十周年記念誌
5. 学校法人夙川学院創立百十周年記念誌
6. 学校法人夙川学院百年史
7. 学校法人夙川学院九十年史
8. 夙川学院短期大学二十五年史
9. 現状と課題 - 自己点検・評価報告書 1995年度版
10. 寄附行為

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

「建学の精神」について創設当時の参観すべき文章はなかったものの、創始者の精神は裁縫による創造活動が人間性をも涵養することを察知し、厳しい点検を行い完全な作品を製作するよう指導することでそれを伝えてきた。また、キリスト教的人道教育を優良な人材育成の手段と捉えた精神を活かして、現在の「イエス・キリストの教えを根本として人徳を育てる」という寄附行為の一条が生まれた。このように、人間性の価値を重んじる考えが本学の「愛と誠実・清新な学識」という教育理念となって残されている。

これまで本学院は学院全体の教育目的が不明確で、各設置校の教育目標に整合性がなかった。それは、旧制女学校という中等教育機関から出発し、その後、短期大学および大学という高等教育機関を増設することとなった本学院において、この間、理事会が学院全体としての教育目的を検討せず、学院内の合意を形成する努力を払わなかったことにその原因がある。この根本的課題を克服し、本学院が生まれ変わるために、平成27年3月27日開催の理事会は、寄附行為の変更を行い、第3条(目的)を以下のよ

うに変更した。

「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、イエス・キリストの教えを根本とし、正義と平和を愛する徳の高い人を育てることを目的とする。」

すなわち、従来のキリスト教的人道主義から「イエス・キリストの教えを教育の根本」とすることでより明確に教育の目的を規定するとともに、創始者の思いを継ぎ、「徳の高い人を育てることを目的とする」こととしたのである。平成27(2015)年6月には、キリスト教学校教育同盟に加盟し、本学院のキリスト教教育にもとづく教育を内外ともに宣言することとなった。

短期大学の教育理念については、明治初頭から女子教育を一貫して進めてきた夙川学院の伝統をふまえて、昭和40(1965)年に本学が開学したときに「高等学校を卒業後、さらに高度な、また実際の教養・知識・技能を身につけ、家庭と社会で有為な活動をする学生を育成すること」を目的とした。本学では、この目的をさらに明確にするため、創立の経緯に詳しい増谷くら教授から聴取してあった創始者の考えを基礎として、専門委員の検討、教授会での審議を経て、昭和55(1980)年に「教育の理念」として次の3項目を設定した。「愛と誠実」「清新な学識」「清楚にして優雅」がそれである。その後、平成6年度の「設置基準改正対策委員会(委員長:熨斗秀夫学長)」がこの理念の見直しを行った際に、社会から望まれる頼もしい女性の育成という観点から、第三項の「清楚にして優雅」を削除することとなり、平成6(1994)年9月の教授会の議を経て、「愛と誠実」「清新な学識」の2項目を理念とすることにした。

また、本学の基本方針を「広い視野と自己表現力ならびに精神的自立につながる教育」と定め、次のように掲げた。

進展する国際化や情報化に対応し、幅広い知識と豊かな教養、洗練された技能、柔軟な思考力を養う。また、社会に貢献し、自己実現を図るために、個性を生かした専門的能力と表現力を身につけ、さらに、人権を尊重し、精神的に自立した女性を育成する。

さらに、各学科・専攻の「教育目標」についても確認した。児童教育学科については、「児童期および幼児期の教育の研究を通して、幅広い教養と豊かな人間性の形成をめざす」とし、当時の初等教育コース・幼児教育コースに共通して、

- (1) 初等教育および幼児教育に必要な基本的知識と方法論を学ぶことによって、知的好奇心と鋭い探究心を喚起させる。
- (2) 音楽・美術・体育などを重視して、豊かな感性と創造力を養い、高い技能を習得させる。
- (3) ゼミ方式などを重視して、専門性と自主性を追求する人間を育成する。

との事項があげられている。

なお、平成25(2013)年度入学生より男女共学とすることに伴い、上記基本方針文言中の「女性」を「人間」と改めた。本学の「教育理念」は、このような経緯で形成され、今日まで継承されている。この教育理念は、学生手帳や大学案内に掲載し、新入生オリエンテーションの際に確認し、入学式、卒業式、創立記念式典などでの理事長・学長の祝辞、式辞、講話を通して理解を深めている。また、オープンキャンパスの際の大学説明でも必ず「教育理念」に触れて、この理念を深く理解して入学を熱望することを、総合型選抜のエントリー資格の条件としている。

また、本学は、平成25(2013)年4月のポートアイランドへのキャンパス移転を機に、児童教育学科単科の短期大学として保育者・教育者養成に邁進し、社会に貢献する精神を堅持することを確認している。令和元(2019)年度の長田キャンパスへの移転後は、さらに保育者養成を主眼とし、本法人が設置する付属幼稚園・認定こども園とともに、各設置校の教育目標の実現に協働していくこととなった。新しい社会に求められる保育者養成を掲げ、カリキュラムを改編している。さらに、令和2(2020)年度からは、学科名を「こども学科」と改称することで、その目的をより明確に示している。本学では、これまでの取り組みをふまえつつ、社会が求める専門性の高い保育者・教育者の養成を目指し、21世紀に

ふさわしい本学独自の取り組みを検討していく努力を続けている。

【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

少子化が進み、地域での人々の結びつきが希薄になった現代社会においては、昔から受け継がれてきた子育てにおける様々な知恵や工夫の伝承が難しくなりつつある。大学はこれらの状況を前提に、先進的かつ安定した視点を発信する「人を育てる場」となる必要があり、そのような大学が地域の人々に貢献や援助を行う重要性が増している。

子育て支援は家庭支援であり「社会」を育てることにつながる。そのため、地域に根ざした大学における子育て支援の持つ意義は大きく、本学の子育て支援広場は新しい親と子の育ちを考える「地域の居場所」の役割を目指し開設したものである。

平成 21（2009）年 10 月から、西宮市の要請により、「西宮市地域子育て支援センター事業」の一環として学内に「子育て支援ルーム しゅくたん広場」を開設した。平成 28（2016）年度には、場所を、附属幼稚園内に移設し、保育室の 1 室にて開室することとなり異世代交流も深まった。

利用の傾向としてはリピーターが多く、子育てのなかでおこる日常的な不安を気軽に相談できる保育アドバイザーの存在は地域の利用者親子に安心感を与えており、地域に根ざした子育て支援の場として、年を重ねるごとに広場が貴重な存在となっている。

広場では月に 1 回学内外の講師を招き、定期講座を開催している。講座は、食育に関するものや親子のヨガ体験等、啓発的な内容やリフレッシュを促すテーマで多面的に子育てに話題を提供している。また、お話し会や描画あそびなど本学教員による講座も開催し、地域にとって大学がより身近な存在になっている。講座を通して母親の女性としての主体性や職場復帰を支える等の支援も継続して行っている。また、子育てに関する知識の習得や具体的な関わりを工夫する視点を提供し、孤立し閉塞しがちな子育て世代の生活に生き生きとしたエネルギーを与えている。

平成 30（2018）年度には近隣の子育て広場と連携をとり大学の専門性を生かして、社会全体での子育て支援を旨とする広場の功績が評価され、兵庫県より『平成 30 年度ひょうご子育て応援賞』を授与された。

令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症流行下で 4 月から緊急事態宣言が解除されるまで閉室したが、その後は西宮市の方針に従い感染予防対策を徹底しながら開室した。感染予防安全対策を第一に考え、毎回 Web. アプリによる時間予約制にして来室を 3 組までとし、8 月末日までは各種講座やイベントは行わず、9 月以降も外部講師による講座は 3 回のみ実施した。令和 2（2020）年度の総利用者数 1,633 名、開設から令和 2（2020）年度までの 11 年間の累計利用者数は 50,862 名となり、累計登録家族数は 2,066 組となった。

前述のように、しゅくたん広場は本学附属幼稚園内に開設していたが、附属幼稚園は、令和 3（2021）年 4 月 1 日より夙川学院ソレイユ認定こども園として園舎を一新することとなり、それに伴い、しゅくたん広場は令和 3（2021）年 3 月 26 日を以って閉室した。

また、平成 27（2015）年 10 月には神戸市の要請を受け、「神戸市地域子育て支援センター事業」の一環としてより地域に根ざした環境で「子育て広場 ぽかぽっぽモトロク」、さらに平成 28（2016）年 10 月には同様に「子育て広場 のびのびにーの」を開設した。その後「子育て広場 ぽかぽっぽモトロク」は平成 30（2018）年に他学に引き継ぎ、「子育て広場 のびのびにーの」は、施設の環境整備に問題が

浮上したため令和元（2019）年6月末に閉室となった。

一方、令和元年11月に本学キャンパス内に「子育て広場 うらら KOBE」を開室した。学生の応募の中から、名称やキャラクター、ロゴマークを決めて、開室準備にも学生が携わってスタートした。事業内容は次の通りである。

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育ておよび子育て支援に関する講習等の実施

通常週3日間（月、水、金、10:00～16:00）、学内に子育て世代の親子やその家族が、気軽にゆったりと過ごすことができる交流の場を提供している。

公立保育園園長経験のある保育主任が常駐し、学内立地という特色を活かして、大学生のアルバイト・ボランティアを日常的に受け入れて学生の学びの場ともなっている。

新型コロナウイルス感染症流行のため、令和2（2020）年度は、4月から緊急事態宣言解除後6月4日まで閉室したが、その後は神戸市の方針に従い感染予防対策を徹底しながら開室し、11月には無事開室一周年を迎えた。令和2（2020）年度利用者総数はのべ595名、登録家族数は14組であった。

市内区域内の利用者の方が98%を占め、一日の平均利用者数も開室当初は3～4名であったが、少しずつ増加して、3月は一日平均10名の利用があった。学生ボランティアは2名、学生アルバイトの登録者数は13名、学生の勤務時間は、のべ3227時間となった。週3日の開室ではあるが、利用者親子と学生のふれあいの場となり、学内に和やかな雰囲気ができている。

一方、課外・自主活動奨学金を利用し、子ども・保護者・地域住民（主に高齢者）の世代間交流を促進する活動をめざしてしている「地域活性化プロジェクトエネルギー」の令和2（2020）年度の活動については、新型コロナウイルス感染症拡大のため、活動自粛を余儀なくされた。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

本学が元来大切にしてきた、人間性を重んじ、学生一人一人に手厚い人徳教育を施す教育の在り方をカリキュラム編成に反映させるよう計画し、今後は、講義概要（シラバス）などの目に見える形で、定着させることが必要である。

それとともに、「愛と誠実」「清新な学識」が学生にとって必要な理念であるばかりでなく、とくに保育・教育の場に立ち、人と関わることを生業とする人間にとって自らの覚悟を問われるキーワードとなることの自覚を促す「初年次教育」などの時間を設け、本学の沿革やキリスト教教育への理解を深めることが必要である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

1. 学生手帳 [令和2年度] p. 1、p. 54~75、p. 112
2. 神戸教育短期大学学則
3. 講義概要 [令和2年度]
4. ディプロマ・ポリシー
https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2019/09/diplomapolicy_190930.pdf
5. 教育理念ならびに方針に関する規程
6. カリキュラム・マップ
7. 履修カルテ
8. 授業評価アンケート

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学学則第1条(目的)は、建学の精神に則り「本学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに主として、児童教育学に関する実際的な専門の学芸を教授研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と定め、同2項に「こども教育学科における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的について別に定める。」としている。教育目的・目標は、基本理念に基づき、広い視野と自己表現力ならびに精神的自立心の涵養につながる3つのポリシーを「教育理念並びに方針に関する規程」に定めている。情意的領域(関心・意欲・態度)、認知的領域(知識・理解・思考・判断)、技能・活動的領域(技能・表現)の3領域にわたり乳児と幼児の教育に関する専門的知識と技能を修め、保育者・教育者としての幅広い知識と豊かな教養を身につけるとともに、キリスト教教育を通して人権を尊重し、社会に貢献することのできる人材の育成を目指している。

教育目的・教育目標は、学科会議等において、教員相互で確認し共有化を図るとともに、学科長・学務部長を通じて非常勤教員への周知を図っている。また、学生にはオリエンテーションや各授業、実習指導などを通じて周知徹底している。学外へは、大学案内や本学ホームページを通じて公表している。教育目的や教育目標についての点検・見直しは、学科会議や自己点検・評価委員会などを中心に行われ、教授会で審議され学長が決定し、理事長に報告する。

[区分 基準 I-B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学習成果は、建学の精神に基づいた教育目的や目標により以下の通り、明確に示されている。学習成果は、マクロな視点からみれば、児童教育学科、こども学科においては短期大学士（児童教育、こども学）の学位取得と保育士資格および幼稚園教諭二種免許状取得となる。資格・免許の取得数は、学習成果の一つとして卒業判定の教授会で報告している。

ミクロな視点からの学習成果は、個々の授業科目における学習成果である。個々の学習成果を検討するために、講義概要（シラバス）には、「授業のテーマ及び到達目標」を明確に記述し、授業時間外の学習方法として「事前学修課題とその学修時間・事後学修課題とその学修時間」、「成績評価」、「課題（試験・レポート等）に対するフィードバックの方法」を具体的に記述するなど改善を加え、求められる量的・質的学習成果を確認しやすくした。また、「授業のテーマ及び到達目標」をより具体的に学生の側に立って記述すること、「事前・事後学修内容」の詳述、「成績評価」の記載内容の検討など改善を加えた。学習成果は、毎年の講義概要（シラバス）作成時、前期・後期の授業開始時、学期末・年度末の成績評価時に可能な限り可視化に努め、多くの教員が定期的に点検している。さらに、授業科目担当者は、授業の中で到達目標を示し、学習成果について言及している。なお、学生に学習成果をより分かりやすく伝えるための一方法として、GPAを導入している。

授業科目に関する成績評価の査定方法・基準については、講義概要（シラバス）に記載し、学生に周知している（基準Ⅱ-A-4参照）。また、各科目ともにディプロマポリシーを基に学習成果の査定を行っている。学生を受講態度、授業への参加意欲等、学生の学習の質に関する情報については、授業担当教員のみではなく、学務部員、専任教員、非常勤教員との間で、情報の共有に努めている。クラスアドバイザー（クラス担当教員）は、これらの情報を基に学習成果の獲得に困難が生じる恐れのある学生と面談を行い、学習支援の他、学生生活全般に関してさまざまな相談・支援を実施する体制をとっている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針について組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学の「アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）」、「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」（以下、三つの方針をまとめて「3つのポリシー（方針）」と表記する。）は以下の通りである。

【アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）】

こども学科は、「心・体・知・技」のバランスのとれた心豊かな思いやりのある保育者・教育者の育成を目指し、専門的な知識、実践的な能力および情操を身につけようと積極的に取り組む姿勢、熱意をもち、社会に貢献する意欲のある人を求めている。

1. 保育、教育に興味・関心があり、自ら積極的に子どもと関わろうとする熱意がある人。
2. 専門的な知識を身につけるために必要な基礎的能力を備えている人。
3. 保育、教育に関する専門的知識・技能を身につける意欲がある人。
 - (1) 子ども学ゼミや実習指導などの授業において得意分野を伸ばし、より専門的な知識・技能を修めることに関心がある人。
 - (2) 保育に関する技能（音楽・造形・体育など）をのばす授業において実践力を身につける意欲がある人。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）】

児童教育学科、こども学科は、ディプロマ・ポリシーを実現するため、カリキュラムでは「情意」、「認知」、「技能・活動」の3領域を設け、教養教育科目と専門教育科目を系統的、段階的に配置している。

なお、子ども学ゼミは「音楽・造形・体育」の基本3技能に関する科目とともに、在学期間を通じて恒常的に実践力を習得できるようになっている。

科目配置表には、専門教育科目、教養教育科目・キャリア科目が記載されている。受講者は、資格および免許に関する必修・選択科目を修めることにより、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状を取得することができる。

【ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）】

児童教育学科では、次の3領域にわたり幼児と児童の教育に関する専門的知識と技能を修め、保育者・教育者としての幅広い知識と豊かな教養を身につけるとともに、キリスト教教育を通して人権を尊重し、社会に貢献することのできる人に対して、短期大学士(児童教育)を授与する。

3領域における到達目標は以下のとおりである。

<情意的領域（関心・意欲・態度）>

1. 愛と誠実さをもって、人間を尊重し、行動することができる。
2. 保育者・教育者として、自分の役割を自覚し、子どもの最善の利益を追求することができる。

<認知的領域（知識・理解・思考・判断）>

3. 保育者・教育者として、幅広い教養を身につけている。
4. 自ら設定した課題について、保育学・教育学・心理学・社会学などの研究方法を用いて考察することができる。

<技能・活動的領域（技能・表現）>

5. 子どもの感性や個性を大切に育てるための保育に関する技能（音楽・造形・体育など）の実践力を身につけている。
6. 子ども学ゼミや実習指導などの授業によって習得した技能を保育・教育の現場に用いることができる。

上記3つのポリシー(方針)は関連付けて一体的に定めており、組織的に議論を重ねて策定している。令和2(2020)年度においても、より充実した教育内容にするべく教学マネジメント委員会・学務委員会・学科会議などで協議し、教授会で改定案を審議し教授会決定を受けて学長が改定を決定した。本学の取組について、3つのポリシーを踏まえた適切性にかかる点検・評価を全学的に実施しているが、令和2(2020)年度においても学外の参画を得て点検・評価を実施した。今後も学外の参画を得た定期的・客観的な視点を取り入れた点検・評価を継続していく。なお、3つのポリシー(方針)の学内外への表明については、大学案内、学生手帳、本学ホームページにて行っている。

また、ディプロマ・ポリシーはシラバスにおいて、その科目がディプロマ・ポリシーのどの領域と結びつくものであるかを記載し、各科目の重要性を認識できるようにしている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

需要の高まっている長期履修制度は令和元(2019)年度入学生より、保育士資格・幼稚園教諭二種免許取得と卒業に必須の科目については、午前中の2時限目までで取得可能な時間割を組成した。そのような中で、自由度の多い午後からの時間を社会活動や、安定した学生生活のための就労や、更なる資格取得など自主的に充実した学びのための有効な時間として活用させる事が課題である。

また、教育目標も引き続き、より明確で具体的な学習成果を示せるものへの改善を検討していく。講義概要(シラバス)には、授業の到達目標、成績評価基準、事前・事後学修の課題やその時間、必要な事項を示している。令和2(2020)年度も、第三者による全講義概要(シラバス)の確認を行い、より充実したものとなった。

現在、ディプロマポリシーを根拠に学習成果の査定を行っているが、今後は、ディプロマポリシー(短

期大学としての学習成果)のみならず、こども学科として学生が身につけるべき学習成果を学生が量的に可視化できるように基準を明確にして策定していきたい。

諸法令の意義や制定改正については、新年度の教務説明会、定例学科会議等において適宜、全教員(非常勤講師も含む)に説明し、遵守に努めている。今後も全教員で意識を共有する機会を増やす必要がある。また、研修会や学会等で得た情報・知識を活用するためにも、研究活動参加の意欲を喚起し、研修会等に参加しやすい職場環境づくりも引き続き考慮しなければならない。

また、教育の質の査定方法の一つとして、ファカルティ・ディベロップメント(以下、FDと表記する)活動の中で毎学期末に実施している「学生による授業評価(アンケート)」がある。結果は教員個人に返され、それに対しての教員のコメントを含めて学内に公表されており、教員・学生が確認できる。これを基に令和元(2019)年度より授業改善報告書を作成し、授業改善をしているが、その状況の全学的な把握はできていない。また、教員相互の授業見学を令和2(2020)年度も実施した。研究日や出張、授業が重なる中で見学の時間を如何にとることができるかが課題でその対応を検討中である。非常勤講師を含めて全教員が互いに授業を見学し、授業内容、指導方法の改善に取り組むことは引き続き行っていきたい。

PDCA サイクルについては、保育・教育をはじめとして対人間関係の取り組みに必ずしも適用できない点がある。しかしながら、PDCA サイクルが教育の向上・充実に役立つ点を吟味し、学科全体で把握する仕組みを整える必要がある。カリキュラム・ポリシーや科目配置表(カリキュラム・マップ)に基づいて、カリキュラム全体に整合性・具体性をもたせることにより、授業科目内容の重複や手薄な部分がないことや、各授業科目とディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)との繋がりを確認しながら更なる改善を見据えて検討する必要がある。教職課程の再課程認定があり、引き続き、カリキュラム・ポリシーや科目配置表(カリキュラム・マップ)を学科全体としての科目編成や授業内容の改善に活用していきたい。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症のため、4月の入学式、オリエンテーションができず、前期開始から緊急事態宣言解除まで登学できずに授業が始まった。令和元(2019)年度に導入した学生ポータルシステム「UNIVERSAL PASSPORT」をはじめ様々なツールを駆使しながら前期授業1~7回まで本学初めての遠隔授業を実施した。対面授業実施後のフォローアップにも配慮して、この期間の学修の遅れがないように努めた。しかし、新入学生のための「初年次教育」と「子ども学ゼミC」については2020年度前期には開講しなかった。

令和元(2019)年度からICT活用における教学システム体制の改善を行っていた。ICTを活用する環境整備として、キャンパス内のWi-Fi環境を整えて、学生貸し出し用タブレット端末を40台用意することで授業内でのICT活用の展開を期待している。専門教育科目に「ICT保育I」を新規科目として開講し令和2(2020)年度は「ICT保育II」を選択科目として開講した。残念ながらこの期は受講希望者が開講人数に満たらず未開講となった。しかしながら、これらの活用が就職後に保育現場のICT化を推進することになると考えている。

また、学生ポータルシステム「UNIVERSAL PASSPORT」を導入した。このWEBポータルシステム、ユニバーサルパスポートは学修を主体としているので、学生はポータルページを活用することで、日々の生活を学修中心として組み立てることができる。システム内では学生一人ひとりのその日のスケジュールを確認できるだけでなく、授業に関する掲示やシラバスなど多様な情報にリンクすることができる。毎日の学生生活の中で教務関係のサービス(シラバス閲覧、履修登録、成績確認など)や学生支援(学内連絡事項、就職情報、就職支援など)に関してWEBポータルシステムを使用している。学内の事務作業が効率化され教職員の負担軽減になっている。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

1. 神戸教育短期大学学則
2. 神戸教育短期大学自己点検・評価委員会規程
3. 平成 27 年度自己点検・評価報告書
4. 平成 28 年度自己点検・評価報告書
5. 平成 29 年度自己点検・評価報告書
6. 平成 30 年度自己点検・評価報告書
7. 平成 31 年度自己点検・評価報告書

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

学則第 1 条の 2 に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動ならびに運営等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。実施体制の確立、向上・充実については、以下のように取り組んでいる。「神戸教育短期大学自己点検・評価委員会規程」を定め、第三者評価を含む短期大学の自己点検・評価活動を運営する組織を位置づけている。主たる自己点検・評価活動としては、自己点検・評価報告書の作成・公表である。本学は、平成 26 年 8 月に自己点検・評価の実施組織（自己点検・評価実施委員会）を設置し、活動を展開してきた。平成 27 年 4 月からは、自己点検・評価活動の組織体制をも見直し、新たに名称変更した自己点検・評価委員会の下で継続した活動を展開している。平成 29（2017）年度からは特に、自己点検・評価委員会の委員だけでなく、FD 委員会や学務委員会の委員、学科教員も加わり、本学の教職員全員がかかわり組織全体で点検・評価活動が展開できるよう工夫した。その結果としての自己点検評価報告書を本学ホームページにて公開している。平成 29（2017）年度は短期大学基準協会による第三者評価を受けた結果、適格と認定された。

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れることができていない。この点については、次年度以降の課題である。

毎年、当該年度の自己点検・評価活動全般を振り返り次年度の課題を明確にして、委員会などで課題解決に向け取り組んでいる。

改善計画・行動計画を推進するうえで、FD 活動・SD 活動によって、研鑽された教職員の意識や視点が重要である。そのために、自己点検・評価に係る学内外の FD 活動・SD 活動を推進する。学外研修に教職員が交代で参加することにより得た知見を組織的に共有する体制をさらに定着させる。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。

- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学校教育法、短期大学設置基準、保育士・教員養成等に関わる法令、公文書等の制定・改正に対しては、教授会等で資料を提示し、情報を共有して法令遵守に努めている。教育課程に関する研修会等には、代表の教員が参加し、学科会議等において全教員に報告を行っている。授業科目担当者は、講義概要（シラバス）に各授業科目の評価の方法と評価基準を示し（P）、講義概要（シラバス）に沿った授業を実施後、試験、レポート、実技試験等により成績評価を実施（D）し、「学生による授業評価（アンケート）」（C）をもとに次年度の授業の改善（A）を行っている。

本学は、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状取得を目指している。このため、それぞれに求められる授業内容や基準に基づく授業が実施され、ひいては専門性を活かした就職に明確な形でつながっている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

学習成果の査定は具体的で明確であることが望ましい。それぞれの担当教員がさまざまな工夫を加えて遂行しているが、量的・質的な学習成果を一層明確にし、統一的に測定するための方法論の確立が求められており、学内外へ公表していくことも大きな課題であると考え。引き続き、方法論の確立と学内外への公表について検討していく。講義概要（シラバス）の記載方法は順次改善を図っている。演習等で学生の個別指導を含んでいる場合には、各回の具体的な授業内容の記載が難しいが、表記上の工夫がされている。さらに年度末には次年度に向けて学務委員会・FD 委員会の合同でシラバスのチェックを行っている。客観的な評価の方針や配点、統一的な評価と査定基準にも未だ検討の余地がある。教育課程全体としての方向性を再度検討し、査定基準を明確化することが必要である。また、GPA の本格的運用として、学生の学習意欲の向上につながるよう検討したい。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価を受けた自己点検・評価報告書に示された改善計画では、建学の精神の浸透を図り、短期大学の教育目的を活かして、教育目標を徹底することが行動計画として示されている。これを受けて、講義概要（シラバス）に関しては、授業の到達目標、成績評価基準、授業外の学習方法等、必要な事項の記載を示すことになっている。平成 28（2016）年度は教職課程の再課程認定のための書類作成に伴い、講義概要の確認を一部の科目に限って行った。しかし、平成 29（2017）年度は、平成 30（2018）年度分として提出された全ての講義概要をファカルティ・ディベロップメント委員会と学務委員会で点検した。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の一環として平成 28（2016）年 11 月から一部の教員相互の授業を公開した。平成 29（2017）年度からは専任教員全員が授業公開し、非常勤講師を含めた希望者が授業参観を行っている。教員自身が授業の見直しを図るとともに、参観することによって新たな知見を得ることで授業の目標の一層の明確化が期待される。より有効な公開授業のあり方を検討している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

人間性を重んじ、手厚い人徳教育を施す教育の在り方をカリキュラム編成に反映させるとともに、人との関わりが重視される保育者・教育者にとって「愛と誠実」「清新な学識」がキーワードとなること

への自覚を促すことが望まれる。

長期履修制度については、今後も必要に応じて適宜、修正・改善をしていく。また、教育目標も引き続きより明確で具体的な学習成果を示せるものへの改善を検討していく。講義概要についてはその記載方法のさらなる改善を進めるとともに、具体的な点検をより効果的にするために、毎回の授業の中での到達目標を提示し、量的・質的データとして可視化可能な学習成果を把握するなど、確認項目・観点等の整理も含め引き続き検討していきたい。

学生による授業評価（アンケート）の結果を基にした授業改善について、その状況の全学的な把握が必要である。また、アンケート項目の改善・追加等を行い、アンケートを通じて学生からの意見聴聞に努める必要がある。平成 28（2016）年度から FD 活動の一つとして行っている授業公開を全員公開で実施しているが、研究日や授業が重なり、多くの見学者にはならなかったため、対策が求められる。

PDCA サイクルについては、PDCA サイクルが教育の向上・充実に役立つ点を吟味し、学科全体で把握する仕組みを整える必要がある。カリキュラム・ポリシーやカリキュラム・マップに基づいて、カリキュラム全体に整合性・具体性をもたせるとともに、授業科目内容の重複や手薄な部分がないことや、各授業科目とディプロマ・ポリシーとの繋がりを確認する必要がある。引き続き、カリキュラム・ポリシーやカリキュラム・マップを学科全体としての科目編成や授業内容の改善に活用していきたい。

また、学科や個別委員会における自己点検作業の充実を図るとともに、全学的な点検・評価を担う「自己点検・評価委員会」の活動を活性化させる。具体的には、これまでの点検・評価活動によって策定された改善計画・行動計画の進捗状況の経年分析を行う。そのための詳細なチェックの方法を確立し、本学全体の改善状況を精査することで、今後の改善につなげる。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

＜根拠資料＞

1. 神戸教育短期大学学則
2. 学生手帳 [令和2年度] p.1 p.51～86
3. 大学案内 [令和2年度] p.1
4. 講義概要 [令和2年度]
5. ディプロマポリシー
https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2019/09/diplomapolicy_190930.pdf
6. カリキュラムポリシー
https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/curriculumpolicy_200710.pdf
7. アドミッションポリシー
https://www.shukugawa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/admissionpolicy_200713.pdf
8. 学生募集要項 [令和2年度]
9. 時間割 [令和2年度]
10. カリキュラムポリシーに対応した授業科目配置表
11. シラバス
<https://www.shukugawa-c.ac.jp/department/syllabus/>
12. 卒業判定会議資料 [令和2年度]
13. GPA 一覧表 [令和2年度]
14. 学生生活に関するアンケート

〔区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は、本学の「教育理念」に基づいて、「こども学科および児童教育学科は、次の3領域にわたり幼児の教育に関する専門的知識と技能を修め、保育者・教育者としての幅広い知識と豊かな教養を身につけるとともに、キリスト教教育を通して人権を尊重し、社会に貢献することのできる人に対して、短期大学士（こども学）・短期大学士（児童教育）を授与する」と定めている。

また、これらは、学科の方針を含め本学ホームページや学生募集要項、学生手帳で表明している。

なお、学位授与の基本方針の「学則上の根拠」を明確にするため、学則第32条に「本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」、同条第2項に「卒業を認定した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学

士の学位を授与する」と定めている。

本学ではこれまで短期大学全体の教育方針として「広い視野と自己表現力ならびに精神的自立につながる教育」を目指し、「進展する国際化や情報化に対応し、幅広い知識と豊かな教養、洗練された技能、柔軟な思考力を養う」こと、また、「社会に貢献し、自己実現を図るために、個性を生かした専門的能力と表現力を身につけ、さらに、人権を尊重し、精神的に自立した人材を養成する」ことを掲げてきた。この方針は、単科の短期大学となった今も普遍的なものと考えている。その教育指針をより具体的に明確化したディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は、再検討を行い基準 I-B-3 に掲げたものに改定した。

分野		必要単位数
教養教育科目	クリエイティブ教養（必修1単位含む）	2単位以上
	スキルアップ（トレーニングの科目1単位以上を含む）	2単位以上
	外国語	2単位以上
	スポーツ（実習科目より1単位以上）	1単位以上
	教養教育科目計	10単位以上
専門教育科目		47単位以上
教養教育科目 キュリア教育科目 専門教育科目のいずれかから		5単位以上
合計		62単位以上

本学の教育課程の履修によって取得可能な資格・免許は、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状、こども音楽療育士、社会福祉主事任用資格、児童指導員任用資格であり、履修と資格認定試験による取得が可能な資格には、ピアヘルパーがある。また、今年度より、履修により認定絵本士が取得可能となった。さらに、本学にて開催される講習会に参加することで審査によって認定される資格として、日本幼児体育学会主催の幼児体育指導員・幼児のリズム運動指導員、一般社団法人日本医療福祉教育コミュニケーション協会主催の発達障害コミュニケーション指導者認定初級、NPO 法人芸術と遊び創造協会主催のおもちゃインストラクター、NPO 日本食育インストラクター協会主催の食育インストラクター3級がある。これらの資格・免許の取得要件は「学生手帳」に明記されている。

本学科は、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状および小学校教諭二種免許状（2019（令和元）年度まで）を有する保育者・教育者の養成を主たる目的としている。資格・免許の取得に必要な科目は多岐にわたり単位数も多いので、基礎的なものから応用的なものへと学習を段階的に積み上げていくように各科目を配置し、計画的に履修させている。

また、保育者・教育者としての資質を保証するために、保育実習・教育実習に参加するための条件を以下のように設定し、学生手帳に明示している。

（令和2年度入学生）

保育実習ⅠA（保育所実習）参加条件

1. 「保育実習指導ⅠA」にすべて出席していること
2. 保育実習に必要な費用を期限までに完納していること
3. 1年生前期終了時の総修得単位数が15単位以上であること。長期履修生は、1年生前期終了時の総修得単位数が10単位以上であること

保育実習ⅠB（施設実習）参加条件

1. 「保育実習指導ⅠB」にすべて出席していること
2. 保育実習に必要な費用を期限までに完納していること
3. 保育実習指導ⅠBの課題を全て提出していること

保育実習Ⅱ（保育所実習）または保育実習Ⅲ（施設実習）参加条件

1. 「保育実習指導Ⅱ」または「保育実習指導Ⅲ」にすべて出席していること

2. 保育実習に必要な費用を期限までに完納していること
3. 2年生前期終了時の総修得単位数が45単位以上であること。長期履修生は、2年生前期終了時の総修得単位数が30単位以上であること

(平成31年度入学生)

保育実習ⅠA(保育所実習)参加条件

1. 1年次前期履修登録時に保育士資格取得の意思を固めている者
2. 「保育実習指導ⅠA」にすべて出席していること
3. 保育実習に必要な費用を期限までに完納していること
4. 「子どもの保健」「教育心理学」のいずれかの単位を修得していること
5. 「音楽Ⅰ」「保育内容・造形表現Ⅰ」「幼児体育Ⅰ」のうち2科目の単位を修得していること

保育実習ⅠB(施設実習)参加条件

1. 「保育実習指導ⅠB」にすべて出席していること

保育実習Ⅱ(保育所実習)または保育実習Ⅲ(施設実習)参加条件(保育実習ⅠA・ⅠB参加済であること)

1. 「保育実習指導Ⅱ」または「保育実習指導Ⅲ」にすべて出席していること
2. 「保育原理」「乳児保育Ⅰ」「子どもの理解と援助」のうち2科目以上の単位を修得していること

(平成31年度入学生)長期履修生

保育実習ⅠA参加条件

1. 1年次前期履修登録時に保育士資格取得の意思を固めている者
2. 「保育実習指導ⅠA」にすべて出席していること
3. 保育実習に必要な費用を期限までに完納していること
4. 「子どもの保健」「教育心理学」のいずれかの単位を修得していること

保育実習ⅠB参加条件

1. 「保育実習指導ⅠB」にすべて出席していること

保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ参加条件(保育実習ⅠA・ⅠB参加済であること)

1. 「保育実習指導Ⅱ」または「保育実習指導Ⅲ」にすべて出席していること
2. 「音楽Ⅰ」「保育内容・造形表現Ⅰ」「幼児体育Ⅰ」のうち2科目以上の単位を修得していること
3. 「保育原理」「乳児保育Ⅰ」「子どもの理解と援助」のうち2科目以上の単位を修得していること

(平成29年度・平成30年度入学生)

保育実習ⅠA(保育所実習)参加条件

1. 1年次前期履修登録時に保育士資格取得の意思を固めている者
2. 「保育実習指導ⅠA」にすべて出席していること
3. 保育実習に必要な費用を期限までに完納していること
4. 「子どもの保健ⅠA」「教育心理学」のいずれかの単位を修得していること
5. 「音楽Ⅰ」「保育内容・造形表現Ⅰ」「幼児体育Ⅰ」のうち2科目の単位を修得していること

保育実習ⅠB(施設実習)参加条件(保育実習ⅠA参加済であること)

1. 「保育実習指導ⅠB」にすべて出席していること
2. 「保育原理」「乳児保育Ⅰ」「発達心理学」のうち2科目以上の単位を修得していること

保育実習Ⅱ(保育所実習)または保育実習Ⅲ(施設実習)参加条件(保育実習ⅠB参加済であること)

1. 「保育実習指導Ⅱ」または「保育実習指導Ⅲ」にすべて出席していること

(平成29年度以前入学生)長期履修生

保育実習ⅠA参加条件

1. 1年次前期履修登録時に保育士資格取得の意思を固めている者
2. 「保育実習指導ⅠA」にすべて出席していること
3. 保育実習に必要な費用を期限までに完納していること
4. 「子どもの保健ⅠA」「教育心理学」のいずれかの単位を修得していること

保育実習ⅠB参加条件（保育実習ⅠA参加済であること）

1. 「保育実習指導ⅠB」にすべて出席していること
2. 「保育原理」「乳児保育Ⅰ」「発達心理学」のうち2科目以上の単位を修得していること

保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ参加条件（保育実習ⅠB参加済であること）

1. 「保育実習指導Ⅱ」または「保育実習指導Ⅲ」にすべて出席していること
2. 「音楽Ⅰ」「保育内容・造形表現Ⅰ」「幼児体育Ⅰ」のうち2科目以上の単位を修得していること

教育実習に参加するための条件

幼稚園実習希望者または小学校実習希望者は、2回生時に4週間の教育実習に参加します。長期履修生は、3回生時に4週間の教育実習に参加します。なお、小学校実習希望者は、介護等体験（施設5日間＋特別支援学校2日間）に参加しなければなりません。介護等体験の参加は、2回生で参加、長期履修生は3年目で参加します。

（平成31年度入学生）

教育実習参加条件

1. 1年次後期履修登録時に教育職員免許状取得の意志を固めている者
2. 「教育実習事前・事後指導（幼）」にすべて出席していること
3. 教育実習に必要な費用を期限までに完納していること
4. 「教育原理」あるいは「教育心理学」のいずれかの単位を修得していること
5. 「音楽Ⅰ」「保育内容・造形表現Ⅰ」「幼児体育Ⅰ」のうち2科目以上の単位を修得していること
6. 「教職総論」「音楽Ⅱ」「幼児体育Ⅱ」のうち2科目以上の単位を修得していること
7. 1年次の総修得単位数が30単位以上であること

（平成31年度入学生）長期履修生

教育実習参加条件

1. 1年次前期履修登録時に教育職員免許状取得の意志を固めている者
2. 「教育実習事前・事後指導（幼）」にすべて出席していること
3. 教育実習に必要な費用を期限までに完納していること
4. 「教育原理」あるいは「教育心理学」のいずれかの単位を修得していること
5. 「音楽Ⅰ」「保育内容・造形表現Ⅰ」「幼児体育Ⅰ」のうち2科目以上の単位を修得していること
6. 「教職総論」「音楽Ⅱ」「幼児体育Ⅱ」のうち2科目以上の単位を修得していること
7. 2年次の総修得単位数が40単位以上であること ※ 小学校教諭二種免許状と特別支援学校教諭二種免許状については、星槎大学との教育間連携によって取得できます。詳細については、別途お知らせいたします。

（平成29年度・平成30年度入学生）

教育実習参加条件

1. 1年次後期履修登録時に教育職員免許状取得の意志を固めている者
2. 「教育実習事前・事後指導（幼）」または「教育実習事前・事後指導（小）」にすべて出席していること

3. 教育実習に必要な費用を期限までに完納していること
4. 「教育原理」あるいは「教育心理学」のいずれかの単位を修得していること
5. 「音楽Ⅰ」「保育内容・造形表現Ⅰ」「幼児体育Ⅰ」のうち2科目以上の単位を修得していること
6. 「教職総論」「音楽Ⅱ」「幼児体育Ⅱ」のうち2科目以上の単位を修得していること
7. 1年次の総修得単位数が30単位以上であること

令和2年度以降の教育実習の再履修について

教育実習の途中辞退の学生について、科目等履修生として再履修することとする。

（平成29年度・平成30年度以前入学生）長期履修生

教育実習参加条件

1. 1年次前期履修登録時に教育職員免許状取得の意志を固めている者
2. 「教育実習事前・事後指導」にすべて出席していること

3. 教育実習に必要な費用を期限までに完納していること
 4. 「教育原理」あるいは「教育心理学」のいずれかの単位を修得していること
 5. 「音楽Ⅰ」「保育内容・造形表現Ⅰ」「幼児体育Ⅰ」のうち2科目以上の単位を修得していること
 6. 「教職総論」「音楽Ⅱ」「幼児体育Ⅱ」のうち2科目以上の単位を修得していること
 7. 2年次の総修得単位数が40単位以上であること
- ※なお、平成28年以前に入学した長期履修生の教育実習参加条件は異なる。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

児童教育学科、こども学科では、これまで「教育理念」に示した「愛と誠実」・「清新な学識」と、「教育方針」に示した「広い視野と自己表現力ならびに精神的自立につながる教育」を目指し、「進展する国際化や情報化に対応し、幅広い知識と豊かな教養、洗練された技能、柔軟な思考力を養う」こと、また「社会に貢献し、自己実現を図るために、個性を生かした専門的能力と表現力を身につけ、さらに、人権を尊重し、精神的に自立した人間を育成する」ことの実現を目指してきた。

ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)とも照らし合わせて、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)は「こども学科および児童教育学科は、ディプロマ・ポリシーを実現するため、カリキュラムでは「情意」、「認知」、「技能・活動」の3領域を設け、教養教育科目と専門教育科目を系統的、段階的に配置している。なお、子ども学ゼミは「音楽・造形・体育」の基本3技能に関する科目とともに、実践力を習得できるようになっている。科目配置表には、専門教育科目、教養教育科目・キャリア科目が記載されている。受講者は、資格および免許に関する必修・選択科目を修めることにより、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状を取得することができる」としている。

カリキュラムの編成にあたっては、これに基づき、教養教育科目と専門教育科目、子ども学ゼミを系統的、段階的に配置し、保育者に必要な基本的資質を確保するよう編成している。

ディプロマ・ポリシーを実現するため、カリキュラムでは、上述(1)のカリキュラム・ポリシーに従い「情意」、「認知」、「技能・活動」の3領域を設け、教養教育科目と専門教育科目を系統的、段階的に配置している。教養教育科目、キャリア教育科目、専門教育科目(子ども学ゼミを含む)に分けた開講科目表を基に、教育実習や保育実習の実施時期も考慮しながら、開講時期を科目ごとに検討し、各科目と学習成果との関連や教育課程全体と学習成果の獲得との関係を重視して体系的な教育課程を編成している。令和元(2019)年度に3つのポリシーの見直しの中で、カリキュラム・ポリシーをよりカリキュラムに反映しやすいものに一部改定した。開講科目は、教養教育科目、キャリア教育科目、専門教

育科目（子ども学ゼミを含む）に分けた開講科目表を学生手帳に明示している。

また、上記（1）のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）に基づき、保育者養成のねらいや内容をふまえた上で、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状を取得するための組み合わせに応じて必修および選択必修科目を設定し、学生手帳の各開講科目表の備考欄に明示して運用している。

令和元（2019）年度以降は教養教育科目の改革として、保育士に必要な基礎力をより集中して学ぶために教養教育科目を削減した。教養教育科目の中では、本学の建学の精神の根本である「キリスト教学」を情意面での学びとし、その他の科目は保育士に必要な基礎力を身につけることに直結する科目を配置した。

令和元（2019）年度入学生より専門教育科目の中に「保育英語」と「ICT保育」の2つの新規科目を導入した。「保育英語」は、グローバル化に対応できる保育者になるための保育英語力の導入を目指す。

「幼児教育・保育英語検定」取得を目指す内容を盛り込み、学生各自の実力に応じた「幼児教育・保育英語検定」（一般社団法人保育英語検定協会主催）の合格を目指すことで目的を明確化し、英語への関心を深める内容としている。また、小学校の英語科目導入につれて高まるであろう保護者の英語教育への関心に対応できる保育者の養成をも目指すところである。オーストラリア保育研修参加希望者には保育英語を学ぶことを指導して、授業で学び現地実習で実践できるようにする。保育英語を学ぶ中では、英語力の向上のみならず、英語による手遊びや歌を学ぶことで保育の視野を広げ日本語以外の多様な言語に対応できる保育者を育てることを目的とする。

教育の情報化を本学全体のビジョンとし、積極的に推し進めている科目が「ICT保育」である。本学では令和元（2019）年度から「ICT保育Ⅰ」を開講した。鹿児島県鹿屋市にある「つるみね保育園」を参考に、ICTを活用できる保育者になるため保育内容の向上と保育者の業務の効率化という2つの観点でICT活用についての学ぶことを目的としている。具体的には、タブレットを利用し、世界の情報を子どもたちに即時に提示したり、幼児向けアプリを活用することで子どもたちの思考力を深める遊びを提供したりする技術を身近なものとし、保育者にとって必要な業務にもタブレットを活用していける力をつけていくという極めて実践的な科目となっている。令和2（2020）年2月以降、保育実習ⅠAでは、実習記録のPC入力による作成を積極的に推進し、実践している。

また、科目としての位置づけではなく、全学年の学生が一同に集まることのできる時間としてキャリア支援と初年次教育の内容を含んだ「キャリアデザイン・ワタシノミライ」を設置した。令和2（2020）年度も「初年次教育」として開講を検討したが、新型コロナウイルス感染症対策のために実施できなかった。

学生一人一人の特性を生かした上で専門性を追求する「子ども学ゼミA」「子ども学ゼミB」「子ども学ゼミC」「子ども学ゼミD」を半期科目として配置している。科目内容によって1年間の継続的な学びが必要なものは、子ども学ゼミAとB、子ども学ゼミCとDを続けて2期受講することを推奨するものもあるが、単位としては半期ごとに認定する。2年間で子ども学ゼミA、B、C、D（全部で4単位）と受講することが可能な時間割配置にしているが、2単位取得を卒業必須要件とした。「子ども学ゼミ」は学生の個性と技能を伸ばすための科目で令和2（2020）年度は以下の9つの内容のゼミを開講し、学生が自由に選択できるようにした（子ども学ゼミAについては新型コロナウイルス感染症対策のために開講できなかった）。

	子ども学ゼミA (新型コロナウイルス感染症対策のため 開講できず)	子ども学ゼミB
1	保育・教育現場での様々な音楽の手法について学び、保育・教育現場で音楽活動を実践できるようにするための高度な技術と技能の基礎を身に付ける	音楽の手法の基礎的な技術と技能を身に付ける
2	日本文化のなかの子ども・学校・教育Ⅰ	日本文化のなかの子ども・学校・教育Ⅱ

3	運動あそびを考える	運動あそび（身体表現）を考える
4	歌のこぼれを楽しもう	歌のこぼれを楽しもう
5	「鬼ごっこ」の「成り立ち」「内容」「ルール」を多方面から確認し、新しい「鬼ごっこ」の創作を目指す	子どもとみんなが楽しむ、体づくりを目指す「スポーツイベント」（体育行事）の創作
6	社会的養育の現状と課題について考える	社会的養育の実際について考える
7	絵本づくりゼミ ～世界に一つだけのオリジナル絵本をつくろう～	絵本づくりゼミ ～世界に一つだけのオリジナル絵本をつくろう～
8	壁面づくりを楽しもう！	壁面づくりを楽しもう！
9	身近な生活素材を用いた手作りおもちゃをつくる	（後期開講なし）
10	（前期開講なし）	子どものあそび

幼稚園教諭二種免許状ならびに小学校教諭二種免許状取得のための対応科目表では科目区分ごとに授業科目を示すとともに、免許法施行規則に定める科目区分等を明示し、それぞれの授業科目の内容を端的に把握できるようにした。また、保育士資格取得のための対応科目表でも各科目を系列ごとに整理して示し、学生の理解を図るようにしている。この他、「こども音楽療育士」「ピアヘルパー」「認定絵本土」「社会福祉主事任用資格」の要件科目も専門教育科目に設定し、保育士資格や幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状の取得を主たる目的としながらも、より専門性の高い保育者の養成を目指している。「幼児体育指導員」「幼児のリズム運動指導員」「発達障害コミュニケーション指導者認定初級」「おもちゃインストラクター」「食育インストラクター3級」は講習受講と審査による資格であるが、より幅広い知識と技術を身につけて高い資質の保育者養成を目指している。

授業は、講義、演習、実習・実技など多岐にわたる形態を設置し、上記の資格・免許に対応して、バランスよく配置している。授業形態の内容については履修の基本事項として学生手帳に記載し、授業への学生の取り組み方について周知を図っている。必修・選択のバランスも同様である。成績評価は教育の質の保証という視点で捉え、各科目の特性に応じて、平常試験や学期末試験、レポート、作品、実技試験を適宜組み合わせを行い、厳正かつ公平に実施している。また、成績と出席簿（履修者名簿）はともに学期末に学務部が保管している。講義概要（シラバス）には必要項目として、当該授業科目の教育課程内の位置づけを表示し、授業のテーマ及び到達目標、授業の概要、全体の授業計画・内容、事前学修課題と必要時間数、事後学修課題と必要時間数、学習のあり方、成績評価、課題（試験・レポート等）に対するフィードバックの方法、テキスト、参考文献、教員の実務経験の有無を明示している。非常勤を含めた全教員がシラバス作成要領に基づいて作成し、令和2（2020）年度分の全シラバスについてシラバスチェックを実施した。シラバスチェックシートに基づいて担当教員以外の教員が客観的な視点での点検を行った。

令和2（2020）年度の専任教員の構成については、全専任教員13名のうち、教授5名、准教授3名、講師5名である。各科目の担当は資格・実務経験・業績を基に教員配置している。卒業必修科目や資格・免許の必修科目及び学外教育実習科目といった保育者養成の基幹科目は、原則として専任教員を配置している。また、音楽、造形、体育の実技科目も重点科目と位置づけ、専任教員を配置している。専門教育科目72科目（令和2（2020）年度開講）の内、外部の非常勤講師に担当を依頼している科目数は31科目であり、専任教員による担当領域が過半数を占めている。また、クラスアドバイザー制度をとり在学期間を通して、学生に対する個別・集団の支援および指導を行っている。学科の教育課程については、学務委員会及び学科会議にて定期的に見直しを行っている。

【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

教養教育については、「クリエイティブ教養」、「スキルアップ」、「外国語」、「スポーツ」の科目群を設定し、10単位以上の修得を必須としている。また幅広い教養教育の実施のため、放送大学と単位互換協定を結び、「放送大学科目」を修得した場合、本学の教養教育科目の単位として認定している（学生手帳 p. 34）。

なお、単位を修得した場合は、放送大学の授業料は本学の負担とし、学生に全額返金している。

教養教育の効果の測定・評価、改善に関しては、専門教育科目（子ども学ゼミを含む）等の学習効果のそれらに準じている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学では、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状・小学校教諭二種免許状の取得を主眼としているが、卒業要件にはしていない。しかし、保育所や幼稚園からの移行が進んでいる認定こども園への就業に対応するために、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の同時取得することを奨励している。これを前提としたカリキュラム編成と運営を行っている。

また、令和元（2019）年度の入学生からは星槎大学との教育連携により、小学校教諭二種免許状および特別支援学校教諭二種免許状の取得が可能となっている。幼児教育の隣接校種免許状取得により、卒業時に職業選択の幅を広げることができる。

民間資格は、こども音楽療育士、ピアヘルパー、認定絵本土、幼児体育指導員、幼児リズム運動指導員、おもちゃインストラクター、発達障害コミュニケーション指導者資格、発達障害コミュニケーション指導者（初級）資格、社会福祉主事任用資格、食育インストラクター3級、市民救命士（小児コース）などが取得可能である。興味のある分野の資格を複数取得することにより、教養を身に付け、様々な領域の指導ができる保育者・教育者を輩出している。保育者養成校における職業教育の基礎的な知識や技能は、専門教育科目や保育・教育実習において修得している。

令和元（2019）年度は、平成30（2018）年度の卒業生が就職した保育所や施設の保育者を招き、学内就職フェアを行った。学生が就職について考えるよい機会となった。令和2年度（2020）に関しては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から就職フェアは行っていない。今後新型コロナウイルス感染症の収束状況をみて、再開したいと考えている。

その他、つぎのような職業教育を行った。

まずは、就業満足度の高い公務員への就職を促す。本学では、公務員の待遇面のメリットを伝え、入学直後に1年生全員に学力試験を実施している。自身の学力の把握や全国レベルでの位置を確認することで、自分自身の課題を見つけ出し、これを克服していく方法を指導している。大阪市公務員採用試験（保育士）の2次では、集団討論があった。この対策として、保育系の教員も協力し、ディベートの練習を行なった。令和2（2020）年度の公務員採用試験の合格者は、4名である。そのうち、3名は保育士、1名は小学校教諭としての合格者である。令和2（2020）年度からは、公務員志望者が、採用試験対策に取り組みやすいよう、「PSES 公務員試験セミナー」から講師を招き、学内で授業期間中に対策授業を

受講できるようにした。

つぎに、就職活動の基礎的な知識やマナーの指導である。就職担当教員が、保育者養成校と保育現場をつなぐことができるよう、保育職への就職相談や履歴書の添削を行い、学生が就職活動をしやすい環境を整えるように努めた。また、保育職についての教授内容が含まれる担当教員と連携し、学生の就職に役立つ指導を行った。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

令和2年度からのアドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）は、つぎの通りである。

『子ども学科は、「心・体・知・技」のバランスのとれた心豊かな思いやりのある保育者・教育者の育成を目指し、専門的な知識、実践的な能力および情操を身につけようと積極的に取り組む姿勢、熱意をもち、社会に貢献する意欲のある人を求めている。

1. 保育、教育に興味・関心があり、自ら積極的に子どもと関わろうとする熱意がある人。
2. 専門的な知識を身につけるために必要な基礎的能力を備えている人。
3. 保育、教育に関する専門的知識・技能を身につける意欲がある人。

(1) 子ども学ゼミにおいて得意分野を伸ばし、より専門的な知識・技能を修めることに関心がある人。

(2) 保育に関する技能（音楽・造形・体育など）をのばす授業において実践力を身につける意欲がある人。』

アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）は、高等学校卒業程度における学習成果に対応し、大学案内、学生募集要項、本学ホームページを通じて、受験生に対して明確に示している。

なお、入学選抜種別によって選抜内容は異なるが、指定校推薦選抜、高大連携特別指定校推薦選抜、公募制推薦選抜、一般入学選抜、総合型選抜、社会人選抜を設け、選抜を行っている。また、平成30（2018）年度より、兵庫県立神戸高等技術専門学院を窓口とする、離職者等再就職県委託訓練事業企画（長期高度人材育成コース）に提案、採択され、特別に選抜を行っている。入学者受け入れ方針に沿った適性があるか確認できるような選抜内容・方法である。

また、高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に選抜を実施している。

授業料、その他入学に要する経費は、大学案内、学生募集要項、本学ホームページを通じて、明示している。

学内体制としては、学科教員と職員で構成された入試広報委員会を設置し、大学案内製作および入学選抜計画・募集要項の立案、ホームページにおける広報に関すること、オープンキャンパスの運営方法、広報の基本方針などの事項を検討している。また、入試広報事務は事務局に入試広報部を組織し、専任職員2名を配し当たっている。

受験生からの問い合わせには、入試広報部が窓口となり、他部署と連携しながら適切かつ迅速に対応している。なお、パンフレットなどの刊行物および、本学ホームページには必ず問い合わせ先を明示している。

また、兵庫県に関わらず入学実績の多い他府県において開催される進学相談会および高校内ガイダンスへ積極的に参加し、受験生に直接説明するとともに質問や疑問に答えている。さらに、兵庫県下と実績のある他府県の高等学校にはそれぞれ担当者を割り当て、アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）を説明するとともに受験生の質問、オープンキャンパスへの参加状況、出願状況などを報告し、情報共有をするようにしている。受験生に保育・教育分野の理解を促すために令和2（2020）年度は年間18回のオープンキャンパスの実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月から5月の実施を中止し、6月から少人数制、完全予約制で感染予防対策を万全に行い、18回のオープンキャンパスと11回の説明会を実施した。また感染症の影響で、来学できない受験希望者に対しては、LINEでの個別相談を導入し、きめ細やかな対応をおこなっている。

また、本学の雰囲気になれるとともに、学科での学びの全容を知り学習意欲を高めることを目的に入学者全員を対象として、入学者へのプレ学習を行っている。

入学者受入れの方針は入試広報課職員が高校訪問の際に高等学校関係者の意見を定期的に聴取して点検している。今後も、引き続き高等学校関係者との意見交換を継続的に行っていく。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

学習成果とその測定・査定については、本学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に沿って明確に行われている。以下、教育課程レベルと授業科目レベルに分けて具体的に示す。

教育課程レベルでの学習成果は、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状ならびに小学校教諭二種免許状の取得を伴う形で、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）として、具体性をもって定められている。また、開講科目表に各科目の開講時期と取得できる免許種別を明示することにより、学生が卒業や資格取得までの過程を見据え、学習成果の具体性や達成可能性、達成後の実際的な価値を把握できるようにしている。

授業科目レベルでは、個々の学習成果の検討のために、講義概要（シラバス）において、「授業の到達目標」を明確に記述し、「授業内容」「事前事後学修課題や取り組み時間」や「成績評価の方法と基準」等を具体的に記述する形で、求められる量的・質的学習成果を確認可能としている。学生側の視点に立って学習成果の提示がなされるよう、非常勤講師を含む教員全体が共通認識をもって講義概要（シラバス）作成を行っている。講義概要（シラバス）に基づいて各教員は、学習到達目標の達成が可能となるよう授業を行い、成績評価を通じてその査定を行っている。

また、成績は下表の基準で評価している。なお、教員には評価点の算出を求めているが、成績はS A B C E F評価としているため、評価平均点（卒業までの全履修科目の平均）は算出不可である。

判定	評価	素点	グレード ポイント	説明
合格 (単位認定)	S	100～90点	4.0	
	A	89点～80点	3.0	
	B	79点～70点	2.0	

	C	69点～60点	1.0	追、再試験発表時に「D(再)」となった場合、必要な手続きをとれば再度試験を受けることができます。その場合、合格はC評価、不合格はE評価となります。
不合格 (単位不認定)	E	59点～0点	0	
	F		0	
単位認定	G			入学前に本学以外の大学・短期大学で修得した単位、再入学生の既修得単位、教養教育科目の「総合英語」「総合日本語」で単位認定した場合。

「保育・教職実践演習(幼)」での履修カルテ作成は、1回生後期授業開始時期、2回生前期授業開始時期、2回生後期授業開始時期と同授業終了時期に行われている。これは、学生自身が学期ごとの学習成果を詳しく振り返る数少ない機会であり、教員にとっても、教育課程を通じての学習成果を量的・質的に査定する機会となっている。

各授業科目レベルでの学習成果の測定は、講義概要(シラバス)において「授業の到達目標」と同時に明示される「成績評価」(評価項目・評価基準・配点比率等)を基に行われている。以下、学習成果の明示と測定の方法について、内容別に詳しく記す。

授業形態「講義」の科目の学習成果は、多くは小テスト、レポート、定期試験等で実施され、講義概要(シラバス)で明確に示された評価方法により測定されており、可視化できている。これに比して、授業形態「演習」の科目の学習成果は、測定が難しい面もあるが、学期途中での提出課題や小テスト等を多く設定することで、講義概要(シラバス)で示す評価方法を用いて適切に査定するよう努められている。授業形態「実技」の科目の学習成果は、実技試験の評価結果として、可視化できている。

担当者が複数いる場合は教員ごとに違いが生じやすいため、成績評価責任者を中心に、科目内で共通認識をもつよう努められている。「教育方法論」、「保育・教職実践演習(幼)」、「教育実習事前・事後指導(幼)」、「保育実習指導ⅠA」、「保育実習指導ⅠB」、「保育実習指導Ⅱ」、「児童文化」、造形関連科目、音楽関連科目のような複数の教員が分担して担当する科目の場合は、担当者ごとに学習成果を測定し、担当者会議によって総合的な評価を行っている。

学外実習科目(保育実習ⅠA、保育実習ⅠB、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ、幼稚園教育実習、小学校教育実習)については、実習園、施設、実習校の評価を基本とし、事前・事後指導における課題提出等により総合的に判断することを講義概要(シラバス)に明記しており、各々の積み上げで点数化し、測定して可視化する仕組みができている。学生の受講態度、出欠状況等の質的学習成果に関しては、各月の学科会議において情報交換を行い、教員間での情報共有に努めている。また、実技科目の分野ではその分野の専任教員が、その他の科目では学科長が中心となり、必要に応じて非常勤講師と情報交換を行っている。学習成果が著しく不十分な学生に関しては、定例の学科会議で逐次報告し、該当学生の授業担当者が授業内での学習態度等に留意し、状況の改善に努めている。

なお、学習成果の可視化の一つとして、卒業時に「学生生活に関するアンケート」をとっている。令和2(2020)年度は、グーグルフォームを活用してアンケートを実施した。令和2(2020)年度3月中に実施したアンケートの結果、卒業生118人(9月卒業2人を含む)中7名からの回答があった。新型コロナウイルス感染症の影響により卒業式をクラスごとで簡易的に実施した影響により周知が出来ず、回答数が少なくなったと考えられる。

「カリキュラムは全体的に自分のニーズにあった」との設問に対して、「少しそう思う」(28.6%)、「本学で学んだことは、自分の将来に役立つと思う」との設問に対して、「そう思う」(28.6%)、「少しそう思う」(14.3%)、合計(42.9%)であった。

毎年6月に行われている「ホーム・カミングデイ」は職場・世代を超えた交流や情報交換の場となっている。卒業生の職場での様子や現場の情報を得るとともに、ディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)に対応して、在学中に身についた力を確認するよい機会ともなっている。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催出来なかった。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学科の教育課程を経て、卒業者の大半が保育士資格と幼稚園教諭二種免許を取得しており、2年間という基本的な修業期限内での学習成果は達成可能である。卒業時での資格・免許の取得人数は以下の通りである。

児童教育学科

	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
保育士資格	98	100	110
幼稚園教諭二種免許	94	97	110
小学校教諭二種免許	41	50	16
社会福祉主事任用資格	109	112	116
認定絵本士	－	－	27
こども音楽療育士	7	11	8
ピアヘルパー	16	12	6

このように、学生が自らの希望する資格・免許を取得するという形で、各授業科目の学習成果の積み重ねが明確に実現している。また、培われた資質によって幼稚園・保育所・認定こども園・社会福祉施設等の保育福祉現場への就職が可能となっていることから、本学の教育課程の学習成果は測定可能で実際的な価値があるといえる。保育職希望者の就職率は100%を継続している。

また、令和2年度卒業生の履修科目のS A B C E F評価の内訳は、S : 1484、A : 2764、B : 1763、C : 1027、E : 37、F : 88、G : 49であった。令和2年度生の科目別成績評価一覧は下表のとおりである。

成績評価に基づいて算出した GPA は、奨学金募集時の順位付けや就職における学校推薦の順位付け、卒業時における優秀学生の決定の基準として用いている。平成31年度より GPA が 0.5 以下に該当する学生には退学勧告をすることがあることを定めて学生手帳等で周知している。また授業科目で達成可能な学習成果が定められ、大半の学生がこの学習成果を開講期間内に十分に獲得している。

科目名称	S	A	B	C	E	F	G
ICT保育Ⅰ	51						
カウンセリング特論	3	8	5	1	1	6	
キャリアスタディ		5	8	1	2	3	
キャリアスタディA		5	13	31		4	
キャリアスタディB						1	
キャリアデザインプログラムの基礎	1		11	37			
キリスト教と人間		3	1	1			
キリスト教と人間	41	17	22	29	1	1	
コンピュータA	13	32	3	2			8
コンピュータB	17	30	9	2			
リトミック		3					
英語コミュニケーション	8	19	12	12			
音楽Ⅰ	19	57	25	8	1		
音楽Ⅱ	24	27	34	22		2	
音楽科教育法		2				1	
家庭科教育法	5	5	4	5		1	
家庭支援論	7	16	17	16		1	
漢字のトレーニング	14	21	6	2			
基礎英語A	6	21	17	14			
基礎英語B	5	20	17	16		1	
教育課程論	59	40	4	6		1	
教育原理	5	50	28	26	1		
教育実習(小)	3	3					
教育実習(幼)	28	37	23	11		1	
教育実習事前・事後指導(小)	2	3	1				
教育実習事前・事後指導(幼)	3	31	46	19		1	
教育心理学	27	26	29	27	1		
教育相談(カウンセリングを含む)	5	3	3	9			
教育福祉行政	2	63	12				
教育方法論	4	40	46	15		1	
教職実践演習(小)	1	4	1			1	
教職総論	9	71	21	8	1		
国語	6	12	13	3	1	1	
国語科教育法		7	13	4		2	
算数	14	16	3	2			
算数科教育法	2	5	5	4		1	
子どもの健康と安全	10	14	12	15			
子どもの食と栄養	7	23	13	13			
子どもの食と栄養Ⅰ	7	17	17	17		2	
子どもの食と栄養Ⅱ	7	24	22	2			
子どもの保健	2	19	20	10	1		
子どもの保健ⅠA	1	10	15	31	5		
子どもの保健ⅠB	12	19	18	8	1		
子どもの保健Ⅱ	3	8	19	28	1		
子どもの理解と援助	6	19	22	4			
子ども音楽療育演習	1	2	2			1	
子ども音楽療育概論	1	4	3			1	
子ども音楽療育実習	1	1	3			1	
子ども家庭支援の心理学	1	18	30	2			
子ども家庭支援論	11	15	12	13			
子ども家庭福祉	15	18	10	8			
子ども学ゼミA	15	29	12	2			
子ども学ゼミB	12	26	13	7			
子ども学ゼミC	18	23	10			1	
子ども学ゼミD	20	24	4	3			
子育て支援	4	42	5				
児童英語	1			1			
児童福祉論	5	25	12	15	4	2	
児童文化		33	15	8		1	
自然の楽しみ方	1		4	5	1	1	
社会科教育法		4	3	2			
社会的養護Ⅰ	6	13	10	22			
社会的養護Ⅱ	6	19	23	3			
社会的養護内容	4	11	19	22	1	1	
社会的養護論	4	17	17	19	2		
社会福祉	2	9	14	19			
社会福祉概論	6	22	13	17	5		7
障害児の心理	17	24	2			1	
障害児保育	18	19	11	3			
障害児保育Ⅰ	2	13	24	1	1	1	
障害児保育Ⅱ	3	28	16	8			
情報処理	14	18	10	2			7
図画工作科教育法	5	10	3			4	
図工演習	17	44	35	10		3	
生涯スポーツA	22	32	11	3			
生涯スポーツB	6	18	14	3		1	
生活	6	11	11	10		1	
生活と芸術	14	14	1	1			
生活科教育法		2	3		1		
生活指導論(進路指導を含む)		6	8	6		3	
相談援助	15	20	8	12	1		
体育科教育法		3	12	3			
体育理論	16	69	21	2		2	
道德教育の理論と方法	1	5	10	3		1	
特別活動論	3	8	6	2		1	
特別支援教育概論	4	17	20	10			
日本の文化							9
日本語を考える	1	13	8	2		1	
日本国憲法	4	38	52	15		1	
乳児保育Ⅰ	60	27	13	9			
乳児保育Ⅱ	35	49	13	6		1	
発達心理学	6	21	23	6		1	
文章のトレーニング	1	26	27	13			
保育・教職実践演習(幼)	87	10		9		1	
保育英語	2	3	9	2		5	6
保育原理	44	28	21	16			
保育実習ⅠA	30	62	13	4			
保育実習ⅠB	67	25	11	5		1	
保育実習Ⅱ	35	41	16	7		3	
保育実習Ⅲ	5		1	1			
保育実習指導ⅠA	23	70	14	2			
保育実習指導ⅠB	25	41	36	6		1	
保育実習指導Ⅱ	17	52	18	12		3	
保育実習指導Ⅲ	5		1	1			
保育相談支援		48	7			1	
保育内容・音楽表現Ⅰ	19	32	34	23		1	
保育内容・音楽表現Ⅱ	1	2	6	1			
保育内容・環境Ⅰ	41	37	23	8	1		
保育内容・環境Ⅱ	1	11	34	15		1	
保育内容・健康Ⅰ	8	67	27			2	
保育内容・健康Ⅱ	16	13	3	1		2	
保育内容・言葉Ⅰ	14	51	27	17			
保育内容・言葉Ⅱ	3	21	16	12			
保育内容・身体表現Ⅰ	10	31	7	3			
保育内容・身体表現Ⅱ	5	4					
保育内容・人間関係	6	24	44	32		1	
保育内容・造形表現Ⅰ	16	60	26				7
保育内容・造形表現Ⅱ	29	30	1				
保育内容・表現	23	35	27	23	2		
保育内容総論	27	48	19	15			
幼児体育Ⅰ	44	41	19	5	1		
幼児体育Ⅱ	14	55	27	13		1	
幼児美術	4						
幼児理解の理論及び方法(教育相談を含む)	13	40	40	15			
理科	1	2	3	4			
理科教育法	2	5	4			1	
臨床心理学	7	20	17	8		1	
総計	1484	2764	1763	1027	37	88	49

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

卒業生の就職状況の確認は、主に実習巡回訪問時に行っている。巡回報告書には、卒業生の動向を記入する欄を設けているため、勤務状況を知ることができる。本人の聞き取りや、施設長からの情報を得て、就職のマッチング評価をすることができる。

また、卒業生が集うホームカミングデイを開催することにより、就職先に適応できているか確認することができている。この行事から、卒業生の就職先の情報や園の保育方針や雇用条件を把握している。令和元（2019）年度も、参加者から、様々な情報を得ることができた。人間関係や、労働環境などの園の情報を得ている。この情報は、在学生に対する就職支援に役立っている。

また、この行事により、在学時の保育に関する知識や保育技術の習得についての満足度や課題を知る機会となっている。卒業生は、保育における書類作成に苦慮していることや、ピアノ技術に課題を抱えていた。これらの課題が本学の教育課程の中で取り組むこととして明らかになった。令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ホームカミングデイは中止した。感染症収束後は再開したいと考えている。

卒業後の就職相談にも対応し、求人の紹介を行っている。早期退職した卒業生の聞き取りから退職した園の問題点を洗い出している。実習時に、学生から行った聞き取りや、巡回指導した教員の情報により、問題点を抱えている園をリスト化し、就職担当者と情報共有している。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

「学位授与の方針の明確化」の課題として、資格・免許状の厳格な授与、学外実習の適正な実施およびその評価の活用、学生個々の学習成果の達成と、その把握の強化、カリキュラム・マップ等に関する定期的な見直しが行われる。学習成果の査定（アセスメント）についてもその方法を継続的に検討している。ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に基づいた学生個々の学習成果の達成とその把握の強化が課題となる。

「教育課程編成・実施の方針」の課題として、定着した長期履修制度を活かし、学生一人一人の学びが、より幅広い知識と技能を身に付けるという学習成果につなげることである。また、昨年度始めた「キャリアデザイン・ワタシノミライ」は全学生に対して有効な時間となったが、卒業年次の学生へのキャリア支援と、新入生への初年次教育の両方をそれぞれさらに充実した内容になるようなカリキュラムが検討課題となった。このため、本年度は「初年次教育」として新たな科目を準備したが、新型コロナウイルス対応のために開講ができなかった。

平成31年度入学生より、小学校教諭二種免許状及び特別支援学校教諭二種免許状の免許取得を目指す学生は、本学と教育連携する星槎大学の通信教育課程で学んでいる。通信課程での学習をどのようにサポートしていくか今後の課題の一つである。

「入学者受け入れの方針の明確化」の課題として、志願者に向けたアドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）のさらなる周知と理解、入学決定後の準備学習の再検討および入学後の学習への連結がある。

「学習成果の査定（アセスメント）の明確化」の課題として、量的・質的な学習成果を測定するための方法論を確立する必要がある。GPA制度の活用の仕方も検討課題である。学習成果の評価に関して定める学内基準を定めているが、適切性の把握には至っていない。また、外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定についても検討課題である。講義概要（シラバス）の記載方法の改善については今年度、シラバスチェック内容を再検討した上でシラバスチェックを実施している。さらに有効な

シラバスとするためにシラバス作成やシラバスチェックに関しては継続課題としてとらえる必要がある。また、より客観的な評価の方針及び教員共通の評価基準の作成についても継続的に検討していく。

「学生の卒業後評価への取り組み」の課題として、就職支援および就職後の支援(再就職支援も含む)のより一層の充実が課題となる。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

1. 学生手帳 [令和2] p. 88~99
2. 大学案内 [令和元年度]
3. 大学案内 [令和2年度]
4. 学生募集要項 (入学願書) [令和元年度]
5. 学生募集要項 (入学願書) [令和2年度]
6. 規程集:「奨学金支給規程」「奨学金細則」「神戸教育短期大学後援会奨学金規程」「奨学生の選考に関する規程」「社会人特別奨学金規程」
7. 学生に関するアンケート結果
8. 神戸教育短期大学教育実践研究紀要の発行および編集の内規
9. 神戸教育短期大学紀要 第2号
10. 神戸教育短期大学教育実践研究紀要 第2号
11. 入学者へのプレ学習
12. オリエンテーション関連資料
13. 個人データ票
14. 健康調査票
15. 健康診断結果 (CD-ROM)
16. 学生進路一覧
17. GPA 一覧表
18. 学生による授業評価アンケート
19. 科目等履修生規程
20. FD 研修会資料
21. SD 活動の記録
22. 新入生推薦本リスト
23. 購入希望図書リスト

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

- る。
- ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

学位授与の基本方針にしたがって、厳格に評価および単位認定を行っている。教員は、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を念頭に置き、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）に基づいて、担当科目の位置づけを理解し講義概要（シラバス）を作成し、成績評価を行っている。成績評価は、教員が科目ごとに成績評価基準を詳細に定め、その責任の下で行っている。成績評価基準については、「授業計画・授業内容（シラバス）」において、「授業の到達目標」に対する学生の達成度をどのような基準と方法で評価するのか具体的に記載され、「筆記試験」、「小テスト」、「レポート」「平常提出物」等の項目ごとに、評価割合が明記されている。

学習成果の獲得状況の把握は、授業科目レベルでは各学期末の教授会での報告で、また教育課程レベルでは卒業判定会議において、全専任教員で行っている。また、学科会議においても学習成果の獲得状況を把握し、きめ細やかな指導につなげている。クラスアドバイザーはさまざまな場面での面談を行い、学習面や生活面、実習、進路等に至るまで幅広く助言等の支援を行っている。なお、ゼミ担当の専任教員も学習支援・学生生活支援における補完的な役割を果たしている。

また、「保育・教職実践演習（幼）」では、履修カルテを通じて、学生の学習状況を継続的に把握し担当教員が助言等の支援を行っている。把握された内容は、学務委員会等で共有され、個別の配慮や指導を行う等の学習支援・学生生活支援につなげている。

本学では、全科目について授業評価アンケートを実施している。学生からの授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。また、令和元（2019）年度より、授業担当者には、授業評価アンケート及び授業評価アンケートに対する授業担当者のコメントに加え、授業改善報告書の作成を課している。

授業を振り返ることにより改善を行い、次回からの授業をよりよいものにするよう努めている。この授業評価アンケート後の授業担当者のコメントと授業改善報告書の作成は、年2回（前期・後期）行っている。アンケート結果、授業担当者のコメント、授業改善報告書は、学内で公表している。

多数の教員が関わる科目（必修科目「子ども学ゼミ」）では、開講前に学科会議で共通理解を図る他、授業の進め方、学習成果獲得の経過、検討課題等を丁寧に共有している。児童教育学科、こども学科の教育目標・目的については、事務職員も十分に理解・認識している。教員が担う部館長は、学務部長、入試広報部長、図書館長の三役である。学務部の管轄業務が多岐にわたるため、部長補佐を2名配置し、それぞれ就職担当と学生支援担当としている。各種委員会を組織し、それぞれの事務取扱の担当部署は

各規程に定めている。

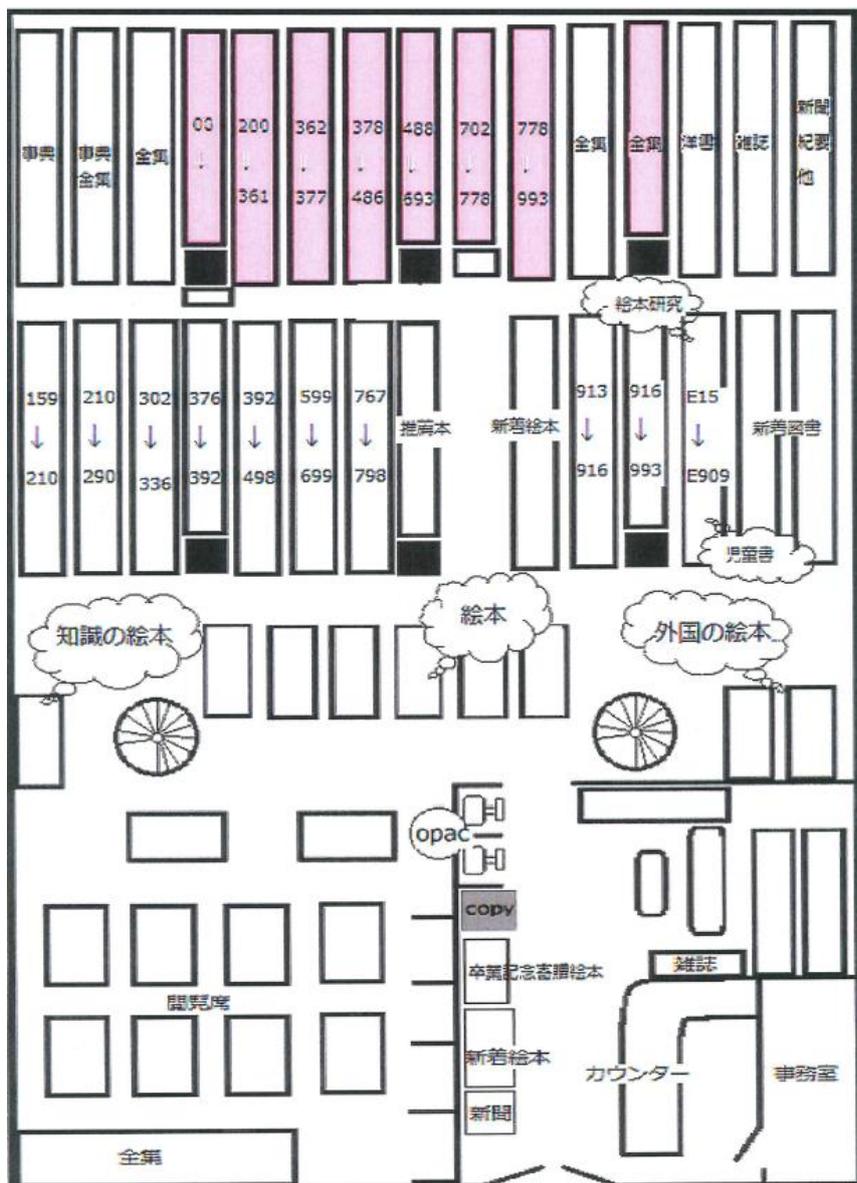
職員は自らの担当業務だけでなく、他の職員が担当する業務についても把握する意識を持つことにより、担当者が不在の時でも学生への対応ができる体制を目指した。教務担当者が履修登録処理を行い、履修登録の状況、卒業判定の状況等を把握し、学生に適切に指導を行っている。また、採点簿、履修者名簿等についても、適切に保管している。

図書館は延床面積 454 m²、閲覧座席数 55 席、収納可能冊数 64,700 冊分の書架を有している。視聴覚コーナーは 2 席を設け、DVD 資料などが利用できる。また検索用端末は 2 台、データベース検索用端末が 1 台設置されている。蔵書は 61,796 冊〔うち洋書 1,896 冊〕、学術雑誌 30 種、AV 資料 348 点である（令和 3 年 5 月 1 日現在）。図書館システム「情報館」（ブレインテック製）により、学内 LAN に接続された図書館内専用機でデータベース検索が可能で、学内の端末または学外のパソコン・スマートフォンからも OPAC 蔵書検索が可能である。外部データベースについては、新聞記事検索データベース「ヨミダス文書館」を導入し、図書館内の端末から利用できる。また本学の「研究紀要」や「教育実践研究紀要」を JAIRO Cloud と J-STAGE へ登録して学術的資料が効率的に活用できるよう整備している。購入図書等選定について、研究図書は専任教員が選定し、文庫本や新書・参考図書、絵本に関しては学科の要望をまとめ、講義概要（シラバス）記載の参考文献は毎年購入し備えている。学生や教職員からのリクエストにより、希望図書も併せて購入している。絵本を収集する基準としては、専任教員の選書の他、入学前の準備学習として新入生が推薦した本や、実習で喜ばれた本を 2 回生の講義の中でアンケートを取って調査し、購入している。

児童教育学科、こども学科の特色を活かし、絵本や児童書・絵本研究書など絵本関連資料のさらなる充実に力を入れるとともに、公立園や小学校を目指す学生のために受験対策問題集の整備や教育要領・保育所指針等の改訂に伴う解説書の充実に務めている。

図書館の限られた場を有効利用するため、図書等の廃棄については図書館除籍図書処理規程に従って実施している。毎年、新入生オリエンテーション期間中にはクラス毎の図書館ツアーの時間を設け、図書館内で利用指導を行っている。平成 28（2016）年度より、より分かりやすい「利用案内」をめざし、開館・休館・利用時間などの案内の他、館内マップや蔵書数を記した新しい利用案内を作成し配付している。図書館の開館時間は月曜から金曜までは 9 時から 18 時 00 分まで（長期休暇中は平日の 9 時から 17 時）で、土曜日と日曜日は休館とし、令和 2（2020）年度は年間 199 日を開館した。昨年度より開館日数が減少したのは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため全国的に休校措置が取られたためである。また長期休暇前や保育・教育実習時には貸出日数の延長と貸出冊数の変更を実施するなど必要に応じたサービスを提供している。2019 年度にオープンした子育て広場「うらら KOBE」に来室される親子にも図書館を利用してもらえるシステムを作り、活用されている。

令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、イベントは実施することができず、感染防止のため、カウンターに透明シートを、閲覧席にパネルを設置した。返却本も返却台に置いてもらうようにし、ソーシャルディスタンスを心掛けている。



※参考

①施設・座席数

・延床面積	454 m ²
・図書収容能力	64,700 冊
・座席数	56 席
	うち 閲覧席 48 席／キャレルデスク 7 席／ブラウジングコーナー 1 席／
・視聴覚コーナー	2 席

②図書館予算

過去3年間の年間図書館予算一覧表

(単位：千円)

	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年 度
経常費	2,139	1,067	1,598
資料費総額	1,517	1,072	1,467
うち図書購入費	1,045	600	999
うち新聞・雑誌費	445	445	467
うち AV 資料費	27	27	0

③情報化の状況

<ul style="list-style-type: none"> ・システム名 情報館 Ver.8 (ブレインテック製) <ul style="list-style-type: none"> サーバー機 1台 業務用端末 2台 検索用端末 2台 ・データベース検索用端末 1台 ・事務用端末 1台

④蔵書数

図書館蔵書数一覧 (図書・学術雑誌・AV資料)

	図 書			学術雑誌			AV資料
	和書	洋書	合計	和雑誌	洋雑誌	合計	
冊 (種)	59,900 冊	1,896 冊	61,796 冊	30 種	0 種	30 種	348 点

(令和3(2021)年5月1日現在)

⑤過去3年間の図書受入状況一覧表

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2(2020) 年 度
図書蔵書数	60,513	61,223	61,796
その年に受入た図書の冊数	932	587	771

(令和3(2021)年5月1日現在)

⑥開館日数および入館者数、図書貸出冊数

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2(2020) 年 度
開館日数	203	223	199
入館者数 (一日平均)	9,758 (48)		1,811 (9.1)
図書貸出総冊数 (一日平均)	3,124 (15.3)	2,311 (10.4)	1,457 (7.3)

⑦学生貸出数の推移

		平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年 度
学生 図書貸出	貸出人数	753	672	540
	貸出冊数	1,431	1,352	1081
	一人あたり貸出冊数	4.5	3.9	3.2
	一日平均貸出冊数	7.0	6.1	5.4
学生AV 資料貸出 (館内)	貸出点数	63	16	4
	一人あたり貸出点数	0.19	0.20	0.01
	一日平均貸出点数	0.31	0.07	0.02

*学生には本学生、科目等履修生・聴講生を含む

*一人あたり貸出冊(点)数は各年度5月1日現在の在籍者数で算出

学内のネットワークは、1階、3階が構築されている。

情報処理室は40台余のノートパソコンを設置しコンピュータの演習時に使用している。学生に対しては情報技術の向上に関する授業として「情報処理(文書作成、表計算、プレゼンテーション)」を設けている。

学生の課題提出などに備えて、情報処理室は授業以外の時間はすべて学生に開放し、印刷も行えるようにしている。

全学生が履修する「子ども学ゼミ」では、理論系、実技系を問わず、その最終成果として小論文をまとめている。まとめにあたっては、コンピュータの利用を促し、コンピュータの利用技術の向上も学習成果の一つとして取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

学習成果の獲得に向けて、入学時と各学期開始時のオリエンテーションにおいて、学習の方法や授業科目の選択の説明を全体とクラスごとに分かれて丁寧に行っている。

今年度の新入生オリエンテーションは、コロナの影響により当初予定は中止とし、緊急事態宣言解除

後、5月16日、17日に登学日を設定しオリエンテーションの内容説明を行った。高校での学びと大きく異なる「大学での学び」について説明するとともに、具体的な教育課程や資格・免許、授業登録や単位の取得のしくみ、卒業要件についても指導している。学生によって取得資格・免許の組み合わせが異なり、授業選択も多岐に及ぶ。このためクラスごとの説明会の後、個別に相談を希望する学生を対象に学務委員（教務担当）が中心となり相談会を設け、細やかな履修指導を行っている。

資格・免許に必要な科目が多く、自由に授業科目が選択できる余地が少なくなっているが、保育・教育職につくものとして、少しでも興味・関心を広げ、幅広い教養と知識を修得できるような科目を設置している。入学後には、年間を通じての履修計画を作成できるように指導し、ユニバーサルパスポートによって通年の履修登録を行っている。また、7月に行う後期の履修登録においても修正、追加を行うように指導している。

基礎学力不足の学生や逆に進度の速い学生、優秀な学生に対する配慮として、特別な補習授業を設定してはいないが、各教員が個々の学生の理解度を確認しながら授業の進度や方法を工夫している。例えば、授業形態「演習」の授業科目「音楽Ⅰ」・「音楽Ⅱ」では、初回に各学生の実技レベルを確認し、これによって担当者別にグループ分けをし、10名前後の少人数で指導を行っており、学生の進度に応じた対応ができています。授業形態「講義」の授業では、教科書による基礎知識の理解に加え、参考資料および視聴覚教材やパワーポイントを駆使してより具体的に深く学べるよう工夫している。

組織的、効果的な実習指導を行っていくため、平成28（2016）年度6月より「保育・教職課程委員会」を設置した。令和2（2020）年度の委員は実習担当教員6名、実習事務担当職員1名の計7名からなる。これにより、実習前・実習中・実習後を通じた学習支援、保育・幼稚園・小学校の各実習担当者の情報交換および共有が円滑に行われるようになった。

保育実習については、保育実習ⅠAと保育実習ⅠBが必修である。そして、保育実習Ⅱと保育実習Ⅲが選択必修となっている。これらの学外実習の科目に対応する科目として、保育実習指導ⅠA・保育実習指導ⅠB・保育実習指導Ⅱ・保育実習指導Ⅲがある。保育実習指導や教育実習事前・事後指導では、指導案作成や模擬保育の時間を確保している。

教育実習については、教育実習（幼）・教育実習（小）がある。これらの学外実習の科目に対応する科目として、教育実習事前・事後指導（幼）・教育実習事前・事後指導（小）がある。小学校での就職を希望している学生には、小学校での教育実習を選択するように指導を行っている。なお、どちらかの実習に参加し、それぞれの免許状に必要な科目の単位を取得すれば、幼稚園教諭二種免許状と小学校教諭二種免許状が得られる。「教育実習事前・事後指導」では、実習のための事前・事後の指導を学生の学力や進度に応じた個別対応によって、きめ細かく行っている。

また、実習は付属園とも連携を図っている。

令和2（2020）年度の実習参加人数は、つぎの通りである。保育実習ⅠA（118人）・保育実習ⅠB（121人）・保育実習Ⅱ（126人）・保育実習Ⅲ（13人）である。教育実習（幼）については、107人である。教育実習（小）については、6人である。平成27（2015）年度より保育実習ⅠA・保育実習Ⅱ・教育実習（幼）については、実習要綱（資料①・資料②）を定めた。これらを、実習園に実習開始日に提出するように学生に指導を行っている。この実習要綱をもとに、実習園の先生と連携をしながら実習を展開している。

つぎに、学習上の悩み等の相談には、当該科目担当者の他、クラスアドバイザーや卒業必修科目の「子どもゼミ」の担当者が対応しており、必要に応じて複数教員で随時指導助言を行っている。教員と学生との関わりは密で、教員は個人面談や授業を通じて、学生の学習・生活状況を把握し、学習上の悩みや対人関係の悩みなどの相談にもきめ細かく対応している。専任教員のオフィスアワー（週1回）も利用できる。学生相談室でも学習上の相談を行っている。

出席不良の学生には、特定科目（主に「保育実習指導」などの必修科目）の出席状況を調査し、出席不良の場合にはそのアドバイザーが個別に対応し出席を喚起するなどしている。時には、その理由や学力不足の場合の対応を丁寧に本人と話し合うとともに、個人情報に配慮のうえ学科会議や学務委員会で共有している。その後は各教員が意識して声かけをしたり、それとなく学生の様子を観察したりして、適宜、状況に応じた対応を行っている。また、学習面での配慮や支援が必要と思われる学生に関しては、

授業科目担当教員からの報告を受けて、毎月の学科会議で共通理解がもたれており、全教員によって支援を行っている。

音楽の授業については、幼少時から習っている学生もいれば、本学入学後に授業で始める学生もいる。このため、個々の学生が自分自身の熟達度にあわせて主体的に練習できるように、ピアノ練習室（個室5部屋）の利用を可能としている。練習室を活用している学生は多く、個別に音楽担当教員に質問や相談をする学生もみられる。なお、授業との兼ね合いから、練習室の使用可能な時間帯も限られている。このため、日常的に、休み時間などを利用してより手軽に練習ができるように、2階ホールや食堂などに電子ピアノを配置した。使い勝手も良いため、多くの学生が利用している。

図工の授業については、作業用テーブル（4人掛け）が6台、木工用テーブル（4人掛け）3台が設置されグループ活動がしやすい教育環境となっており、さまざまな授業での課題に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生支援の基本方針として本学では「愛と誠実」の教育理念の下、学生の立場に立った親身な指導と誠実な対応を心がけている。今年度もクラスアドバイザーが学生からの種々の相談や連絡の窓口となり、学生生活全般にわたって学生の状況を把握するとともに指導を行っている。さらに、「子ども学ゼミ」の担当者も補助的なアドバイザーとなり、種々の相談等に対応している。また、すべての専任教員は週一回のオフィスアワーを設け、アドバイザー以外の教員にも学生が自由に相談できる体制を整えている。学生支援は学務委員会の下に学生支援担当を置き、学務部長補佐（学生支援担当）がその取りまとめにあっている。学生支援担当は、学生生活全般に対する指導・提案、奨学金や懲戒などに関する審議などを行うとともに、学友会（学生自治組織）行事などの学生主催行事の指導・支援、地域を含む課外活動への援助などにも対応している。

なお、学生が主体的に企画・実行する学生の課外活動を支援するため、課外・自主活動奨学金に関する規程を設け、学生の課外活動に対して助言とともに奨学金の支給を行っている。学生生活全般の窓口としては学務部（学生支援担当）が対応し、指導ならびに事務処理を行っている。主な内容として、学生生活に必要なさまざまな事務手続き、奨学金の手続き、授業料の納付関係（延納・分納）、アルバイトの紹介、学友会の相談窓口などがある。これらの組織以外に、学生相談室（カウンセリング室）を設けて、学生の精神面のケアも行っている。

活動中のクラブは、強化クラブ（重点支援団体）としての吹奏楽部と女子空手道部の2団体である。各クラブの顧問は教職員が担当している。

令和2（2020）年度の女子空手道部の活動は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全ての活動が中止となった。

吹奏楽部は、火曜日と木曜日の週2日15：30から19：30に合奏練習を、それ以外の日には個人練習を行っている。部員数が少ないためにその活動状況は学内行事やイベントでの演奏が主であるが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から活動が縮小された。このため、第4回定期演奏会は学内で実施した。

令和2（2020）年度 吹奏楽部 活動状況

- ・手洗い動画作成
- ・演奏録音・録画・編集
- ・前期の練習曲を録音録画
- ・学歌録音
- ・クリスマス礼拝での演奏
- ・第4回定期演奏会
- ・無観客アンサンブルコンテスト
- ・定期演奏会音源チェック

学友会の活動は以下の組織編成で行っている。学友会執行部には会長・会計・書記の役職を置き、令和2（2020）年度は3名となった。学友会は、学務部（学生支援担当）の助言を受けながら、学生大会、クラブ予算の配分、大学祭、球技大会などの諸行事を企画し、実施運営しているが、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大学祭、球技大会などの行事はすべて行うことができなかった。ただし、役員改選と決算報告については実施した。

役員改選後は、1回生が中心の組織となるが、3回生が引き続き学友会の執行委員として残るので、役員間の引継ぎが円滑に行われ、新役員が活動しやすいように学務部（学生支援担当）が学友会活動を支援している。

なお、学友会執行部は、学科教員からの依頼によりオリエンテーション時に新入生歓迎会を計画・実施し、新入生の充実した学生生活のスタートを支援しているが令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった。

学生の憩いの場として、食堂が設置されている。食堂は明るく可愛らしい落ち着いた雰囲気的空間で、座席数200席である。運営は業者委託しているが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため営業は自粛している。食堂には電子レンジ、湯沸かしポットを設置している。また、全学生に個人ロッカーを配備している。

下宿・アパートなどの宿舍斡旋は、本学としては直接行わず、近隣の専門業者に任せている。ただし、要望があれば学生に資料を配付している。

自転車通学は申請により自転車通学を許可することとしている。

学外の奨学金として、日本学生支援機構の奨学金（貸与）にて延べ197名が貸与を受けた。学内（本学独自）の奨学金としては以下のものが設けられている。

神戸教育短期大学独自の奨学金		(令和2(2020)年度実績)	
奨学金種類	内 容	採用人数枠	採用数
支給奨学金(学業継続支援)	(支給額) 上限25万円	若干名	1名
支給奨学金(成績優秀者)	(支給額) 10万円	若干名	1名
後援会奨学金	(支給額) 上限20万円	若干名	9名
社会人特別奨学金	(支給額) 30万円	若干名	0名
課外・自主活動奨学金	(支給額) 半期上限10万円	10名(組)	0組
支給奨学金(本学付属園就職支援)	(支給額) 上限20万円	各附属上位2名	1名

支給奨学金(学業継続支援)は経済的理由により学費の納入が困難な者で、修学態度、人物が良好であり、過去に支給奨学金を受給していない者を対象とし、所得制限を設けている。本年度は希望がなかった。また、支給奨学金(成績優秀者)は最終学年の学生について、卒業に必要な単位を一定以上習得し、GPA値3.5以上の者で、修学態度、人物が良好であり、過去に支給奨学金を受給していない者を対象としている。採用人数は上位3名以内としている。

学業途中において経済的事情の急変などにより、就学困難に陥った者を救済するためには、後援会奨学金を設けている。この奨学金の受給には成績、性格、品行の優秀な者で過年度に受給していないことが要件となっている。令和2(2020)年度は1月に9名が受給した。さらに、そのみでは対応できないケースには、細部にわたっての指導や精神面での支えを行っている。

社会人特別奨学金は社会人入学の1回生の内、学業および学生生活に対して熱意をもって取り組む者で人物が良好である者を対象としている。課外・自主活動奨学金は学生が主体的に企画し、実施するオリジナリティのある課外・自主活動を支援するもので、地域社会や本学に貢献し、学業と両立していて、なおかつ、意欲を持って取り組み、優れた成果をあげ、さらに高い目標を目指すものを支援するために支給されている。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動できなかったため支給されなかった。

また令和元(2019)年度に独自支給奨学金として「本学付属園就職支援奨学金」が新設された。本学の付属園(付属幼稚園・八尾ソレイユ認定こども園)に就職が内定し、保育者として働くことを強く希望している者に対する奨学金である。採用人数は各付属園につき上位2名以内とし、上限20万円を支給するものである。令和2(2020)年度は付属認定こども園に内定した1名の学生に支給された。

奨学金に関する相談・手続き等は学務部で取扱っている。なお、その募集は学生手帳に明記し、さらには学内掲示板にて周知し、その詳細については必要であれば説明会を開いて理解を図っている。

学生の健康維持・増進および病気やケガの応急処置のために保健室を設けている。なお、保健室には、ベッド1床が置かれ、学務部の職員がケガや体調不良の学生の応急処置にあたっている。

学生相談室は学生生活におけるさまざまな問題の相談を受け、その解決に向けて支援することを目的としている。構成員は学科専任教員1名(学生相談兼務・臨床心理士 火曜日から金曜日)、非常勤カウンセラー1名(臨床心理士 毎週木曜日)からなり、学生からの相談にあたっている。近年は心理・精神面での困難を抱える学生が増えてきており、本学における相談内容としては心理・精神面が主となっている。来室する学生には友人関係・家族関係や実習に関する悩み、就職や就学上の問題を抱える傾向がある。学生が相談できるように昼休みや放課後を使って相談・カウンセリングを行うなど、柔軟に運営するよう配慮している。また、学生との関わり方に関してコンサルテーションを行うなど、教職員や保護者の相談にも対応している。2020年度は新型コロナウイルス感染症への不安に応じるため、オンライン面接、メール、電話による相談も受け付けた。

近年、様々な感染症の流行によって、授業、実習において学校の適切な対応が求められている。本学では、いずれの場合も、行政当局との連絡を密にするとともに、学務部、保健室、学科の緊密な連携のもとに、混乱なく、迅速に対処してきている。今後も、積み重ねたノウハウを活かして危機管理体制を強化していく。

卒業生を対象に「学生生活に関するアンケート」(備付資料15)を実施しているが令和2(2020)年

度（令和3年3月中）に実施されたアンケートは、コロナ禍によって学生への周知徹底ができず回答者が4名であり、アンケートとして成り立たなかった。

現在、留学生の需要がないため、留学生は在籍していない。

本学における社会人学生とは、入学年度の4月1日時点で22歳以上である者を指す。現在、1回生7名、2回生7名、3回生1名、計15名の社会人学生が在籍している。社会人入学選抜による入学生には社会人特別奨学金（30万円 1年次）の制度を整備している。

現在、施設設備のバリアフリー化については兵庫県「福祉のまちづくり条例」に掲げる特定施設整備基準に適合したものであり、支援態勢が整えられている。

平成27（2015）年度より、長期履修制度が開設された。長期履修制度は通常2年間で終えるカリキュラムを3年間で修得するもので、現在、通常1限目から5限目までである授業時間を2限目までとしている。それに伴い、長期履修生用のカリキュラム・マップを作成し、これに基づいて時間割を編成している。午後の時間は経済的困難を抱える学生が学業を継続するためにアルバイトをしたり、資格取得のための勉強時間を確保したりできるようになっている。2年制と同じくクラスアドバイザーを置いて、適宜、学生からの相談を受け、助言を行っている。なお、平成30年度募集生より本制度の適用を希望する者の申請資格を改め、明確な目的意識を持つ者とした。

希望する学生に対しては保育士アルバイトの紹介を行っている。

学生が主体的に企画・実行し、地域社会および大学の魅力アップへの貢献を目的とする課外活動を奨励・支援すべく、課外・自主活動奨学金を設け運用している。採択された団体は資金の補助を受けて活動し、期間中の活動状況の公開や成果報告書の提出を行っている。令和元（2019）年度は前期・後期とも「地域活性化プロジェクトエネルギー」の1団体（同一団体）が採択されたが、令和2（2020）年度は新型コロナ感染症拡大防止の観点からどの団体も採択されなかった。令和2（2020）年度は新型コロナ感染症の影響により「運動会」「夏祭り」など地域交流の行事も行うことができなかった。またボランティア募集も無く、参加することができなかった。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

平成27（2015）年度からは本格的に公務員対策に取り組み、公立の園、学校への就職を希望する学生のために採用試験に必要な情報を提供し、実践的な力を養うプログラムを用意している。令和2（2020）年度からは、公務員志望者が、採用試験対策に取り組みやすいよう、学外会場での講習をやめ、学生負担なしで「PSES 公務員試験セミナー」から講師を招き、授業期間中に対策授業を受講できるようにしている。

本学の学生の多くは保育所、幼稚園、認定こども園を就職先として希望しており、出身地も広範囲にわたる。個別の進路相談や学科教員との連携により、一人ひとりの学生の希望に沿った丁寧な進路支援を行っている。本年度は保育経験のあるスタッフが、就職支援にあたるようにした。保育者養成校と保育現場をつなぐことができるよう、保育職への就職相談や履歴書の添削を行い、学生が就職活動をしやすいような環境を整えた。

学務委員会（就職担当）は、学務部長補佐（就職担当）、教員、課員で構成され、運営されている。学生に必要な支援内容やその実施に向けての検討を行い、学生の実情に合う支援が実現できるよう取り組

んでいる。採用活動を取り巻く社会情勢の変化等の情報を共有し、進路支援の改善に努めている。

また、本学では、クラスアドバイザーが個々の学生に対してきめ細かい進路支援を行っている。全学年の各クラスアドバイザーによる個人面談を行い、進路についての相談の時間を設け、学生自身の職業に対する考えを振り返り、卒業後の職業決定について検討する契機となっている。

就職支援室には、学生が自由に資料を閲覧できるスペースを設け、園・施設・企業の求人ファイル、卒業生の受験結果報告書、編入学資料ファイル、就職関連冊子等を整備している。また常時、個別の相談や就職に関する書類作成の指導ができるスペースも設置している。掲示板には、学校受付の求人票をはじめ就職フェア、合同説明会の案内等を掲示している。また、ポータルシステムを通じて、随時の求人を紹介している。

学生の卒業後のケアとしてホームカミングデイを開催し、卒業生が、就職先に適応できているか確認することができる機会となっている。就職後の悩みの相談にも対応している。この行事で、卒業生の就職先の情報を得、園の保育方針や雇用条件を把握することができる。「人間関係がよく働きやすい」「いつでも保育を教えてくれる優しい先輩がいる」「休憩時間がない」「年度末に多くの保育士が辞めていった」など園の情報を得ることができた。この情報は、在学生に対する就職支援に役立てている。ただ本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からホームカミングデイは中止した。感染症収束後は、再開したいと考えている。

保育職の早期離職を防ぐための対策も行っている。早期離職者の就業時の状況を聞くと、「他の園を見学しないで、焦ってここに就職した」、「ここは良いところだから就職したらと言われたから」ということを挙げていた。そこで、昨年度より、「早く就職を決定する」から、「じっくり考えて就職を決定する」にシフトした。また、他者による意見により就職を決めるのではなく、「自己決定により職業選択をする」大切さを指導してきた。時間をかけて就職先を決定する方法であっても、就職率に差はないことがわかった。今後も、「じっくり考えて就職を決定する」、「自己決定により職業選択をする」ことを推奨していく。

近年は、保育職において人材不足の問題がある。平成30(2018)年度あたりから、実習園から就職を強要されたという相談が持ち込まれるようになった。学生には、就職の意思がないのに、実習園から内定通知をもらった場合は、すぐに就職支援室に相談するよう指導している。この問題があった場合は、実習園から大学に実習評価表が届いた後に、就職担当者から内定辞退の対応をしている。今後の課題は、実習巡回時に、学生が就職の強要をされないことがないよう、実習園を啓発していくことである。

本学は兵庫県を中心に大阪、四国、中国地方にも多くの保育士、幼稚園教諭、保育教諭を送り出している実績から多数の求人がある。これらを反映して、就職希望者の就職率は100%を達成している。このうち保育所・幼稚園・認定こども園に就職する学生は76.7%である。これに、施設や小学校に就職する学生を合わせると全体の85.8%であり、ほとんどの卒業生が、専門の資格・免許状を活かした職に就くことができている。

しかし、卒業時までには保育士資格や幼稚園教諭免許状を取得したにもかかわらず、保育職にかかわりのない企業に就職する学生も徐々に増えつつある。学生が、実習等で保育職の労働環境を目の当たりにし、業務の大変さや責任の重さなどから、保育職を敬遠する傾向が窺える。さらなる労働環境の改善により、保育者養成校の学生が、取得した資格や免許がいかせる保育職に就く意思を持てるのではないかと考えられる。

2020年度進路状況(最終) (2021年5月26日現在)

神戸教育短期大学・夙川学院短期大学 児童教育学科

内定者の雇用形態

希望進路別卒業予定者数	就職	人数		希望者数			内定者数			内定率			内定者の雇用形態				昨年度同時期内定率
				男	女	計	男	女	計	男	女	計	正規の職員・従業員、自営業主等	正規の職員等でない者 (雇用契約が1年以上かつフルタイム勤務)			
														男	女	計	
就職	公立	保育所	1	3	4	1	3	4	100%	100%	100%	1	2	0	1	100%	
		幼稚園	0	0	0	0	0	0	0%	0%	0%	0	0	0	0		
		小学校	0	3	3	0	3	3	0%	100%	100%	0	1	0	2	100%	
	私立 <small>学校法人 社会福祉法人 宗教法人 株式会社 NPO法人 医療法人他</small>	保育園				0	20	20				0	20	0	0	100%	
		幼稚園				0	8	8				0	8	0	0		
		幼保連携型認定こども園	1	81	82	1	48	49	100%	100%	100%	1	48	0	0		
		幼稚園型認定こども園				0	4	4				0	4	0	0		
		保育所型認定こども園				0	1	1				0	1	0	0		
		施設	0	10	10	0	10	10	0%	100%	100%	0	10	0	0		100%
	企業	1	4	5	1	4	5	100%	100%	100%	1	4	0	0	100%		
自営業主等 (家族の営む事業に従事する者)	0	1	1	0	1	1	0%	100%	100%	0	1	0	0				
就職希望者計 (A)		3	102	105	3	102	105	100%	100%	100%	3	99	0	3	100%		
非就職	進学者	人数		希望者数													
		男	女	計													
	進学者	大学院研究科	0	0	0												
		大学学部	0	1	1												
		短期大学本科	0	0	0												
		専攻科	0	0	0												
		別科	0	0	0												
	専修学校・外国の学校等	0	0	0													
	一時的な仕事 (雇用契約が1年未満又は短時間勤務)	0	6	6													
	上記以外の者	進学準備	0	0	0												
就職準備 (科目等履修など)		0	1	1													
その他 (就職でも進学でもない者)		1	3	4													
不詳(未定者)	0	0	0														
非就職及び不詳者計 (B)		1	11	12													
上記、進学者のうち就職する者(再掲)																	
卒業予定者合計 (A)+(B)		4	113	117													

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

保育所・幼稚園・認定こども園の採用状況は、数字の上では就職希望者数より求人数が大幅に多い。一方、早期離職者が多いという問題を抱えており、就職することよりも継続して働き続けることの難しさがある。就職希望者の集まる園と集まらない園の差が激しく、そういった差を生む要因として、勤めやすい環境が整備されているかどうか大きいと考えられる。保育内容はもちろんのこと、人員配置に余裕があるか、離職率、平均勤続年数、有給休暇の取得率、サービス残業の有無、新人へのサポート体制等、安心して働ける職場環境であるか、より詳しい情報が必要となっている。しかしながら、学生は教育実習を含め、過密なカリキュラムの中、短期間に希望の園を選択することが強いられている。効率よく就職活動を進めるとともに、より良い就職先の選択ができるような支援の工夫が必要である。私立園については活発な採用が続き、概ね学生が希望する園への就職を果たしているが、小学校就職希望者や公立園しかない地域の学生が就職できるよう、また、離職率を下げるためにも全般的な公務員採用に向けての試験対策の強化を継続していきたい。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学習成果の査定（アセスメント）については、基礎学力の補充やキャリア基礎力（社会人基礎力）を育成することに加え、保育者・教育者としての基本的資質や実践的資質を把握し向上させることを継続的に検討することが必要であり、学生個々の学習成果の達成とその把握の強化という課題に関しても今後も引き続きディプロマ・ポリシーに基づいた資格・免許のさらなる厳格な授与、学外実習の適正な実施やその評価の活用を検討し、保育・教育に携わる専門職にふさわしい資質の育成に努めたい。学習意欲と就職との関連に関して、公立学校園の選択の意識付けを挙げていたが、公立園への受験も増え、昨年度は、内定者は皆無であったが、令和元（2019）年度は5名の公立保育所内定者がでていた。カリキュラム・マップ等の定期的な見直しについては、今年度、カリキュラム変更に伴い到達目標の改定を行った。外部参画の点検の体制も整ったので、今後も引き続き更なる検討を行っていく。

ポータルシステムを有効に利用して、学生はスマートフォンでポータルサイトを閲覧することができる。新卒生に対しても、本学HPやポータルシステムを利用したデータ収集を検討する必要がある。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「学位授与の方針の明確化」の課題として、資格・免許状の厳格な授与、学外実習の適正な実施およびその評価の活用、学生個々の学習成果の達成と、その把握の強化、カリキュラム・マップ等に関する定期的な見直しを挙げた。学習成果の査定（アセスメント）については、基礎学力の補充やキャリア基礎力（社会人基礎力）を育成することに加え、保育者・教育者としての基本的資質や実践的資質を把握し向上させることを継続的に検討することが必要である。令和元（2019）年度はディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の再検討を行なった。学生個々の学習成果の達成とその把握の強化という課題に関してはディプロマ・ポリシーに基づいた資格・免許のさらなる厳格な授与、学外実習の適正な実施やその評価の活用を検討し、保育・教育に携わる専門職にふさわしい資質の育成に努めたい。学習意欲と就職との関連を検証することも必要である。とくに、学生自身の保育観や教育観に沿う就職先や雇用条件が整っている公立学校園の選択を行っていくことが在学中の学習意欲や学習の動機づけに深く関わっている。このようなことに対応する学習支援および学生支援の改善を検討したい。カリキュラム・マップ等の定期的な見直しは教学マネジメント委員会や学務委員会にて行っていく。

「教育課程編成・実施の方針」の課題である長期履修制度の学習成果に関しては、この制度を活かして、学生一人一人の学びが、より幅広い知識と技能を身に付けるという学習成果に繋がるように検討していく。午後からの学びを学生が自覚する意識付けや、常に有用なカリキュラムを吟味し配置するように検討を続ける必要がある。これらの課題については、高等学校から大学への円滑な移行を図り、大学

生としてのあり方、教養の付け方を学べるプログラムの実施を進めていく。

本学大学間連携の星槎大学の通信教育課程で学んでいる令和元（2019）年度からの入学生の小学校教諭二種免許状及び特別支援学校教諭二種免許状の免許取得を支援するためにレポート対策などを含めた講座の開設を検討する。

令和2（2020）年度は、大学間連携校である星槎大学の通信教育課程で学ぶ学生を支援するために「通信教育対策講座」を通年開講で新設し、小学校教諭二種免許状及び特別支援学校教諭二種免許状の取得を支援する環境を整えたが、今後も、継続して実施していく。

「入学者受け入れの方針の明確化」の課題として、志願者に向けたアドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）のさらなる周知と理解、入学決定後の準備学習の再検討および入学後の学習への連結がある。改善計画としては、前者についてはオープンキャンパス等を利用して入学者に対してだけでなく保護者に対しても周知し、理解を求めていく。また引き続き、高校訪問による説明および理解も進めていく。また、後者については準備学習の内容の検討とともに、大学の学生生活の情報提供により入学後に対する期待や意欲をさらに喚起する工夫を考えていく。

「学習成果の査定（アセスメント）の明確化」の課題として、量的・質的な学習成果を測定するための方法論を確立する必要がある。すでにGPA制度は導入しているが、学生自身の学修成果把握のためにも進級判定・卒業判定・退学判定のいずれかの基準として用いることを検討する必要がある。また、成績評価を客観的に行うために、学習成果の評価に関して定める学内基準を定めているが、成績分布状況の把握を行うなどしてその適切性を把握して成績管理を実施することを進めていく必要がある。また、外部の標準化されたテスト等による学修成果の調査・測定についても、学修前と学修後の双方の時点において、アンケート調査やアセスメント・テスト等の具体的な実施方法を模索していく。講義概要（シラバス）の記載方法の改善については、さらに有効なシラバスとするためには、シラバス作成やシラバスチェック期間に余裕を持たせた日程で実施し、修正期間を確保するように進めていく。より客観的な評価の方針及び教員共通の評価基準の作成については、教育評価の学術的な研究成果および他大学の状況を参考にしつつ継続的に検討していく。

「学生の卒業後評価への取り組み」の課題として、就職支援および就職後の支援（再就職支援も含む）のより一層の充実を挙げている。求人や公務員試験など就職に関する様々な情報を管理して学生や既卒生に必要なデータを配信できるような体制を作っていく計画をさらに進めていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

1. 本学ホームページの教員紹介
<https://www.shukugawa-c.ac.jp/department/teacher/>
2. 講義概要（シラバス）
<https://www.shukugawa-c.ac.jp/department/syllabus/>
3. 教員選考規定
4. 教員選考規定細則
5. 夙川学院短期大学教育実践研究紀要
6. 夙川学院短期大学研究紀要
7. 神戸教育短期大学研究紀要
8. 神戸教育短期大学教育実践研究紀要
9. 個人研究費制度内規
10. 研究活動不正防止・調査委員会規程
11. 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
12. 研究委員会規程
13. ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
14. 「教育実践研究紀要」の発行および編集に関する内規
15. 授業評価アンケート
16. 授業改善報告書

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学の教員組織は令和2(2020)年度、専任の教授5名、准教授3名、専任講師5名の計13名である。専任教員は短期大学設置基準第22条に定められた教員数13名を充足している。全教員は、本学の理念に基づいた教育方針を理解、共有し、教育・研究活動に活かすよう努めている。専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物の発表、その他の経歴等、短期大学設置基準第7章の規定を充

足している。教育研究業績等は、児童教育学科の課程認定の変更の際に詳細を確認する他、年度ごとの研究成果は各教員が自己評価の一部として学長に報告している。

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）に基づき、必要な科目を開講し、各専門領域に専任教員と非常勤教員を配置している。また、補助教員は配置していない。教員配置は、本学ホームページと「講義概要（シラバス）」で公表している。実習指導の専任教員と非常勤講師は、実習記録や指導案の指導に多く携わることから、とくに保育現場での経験を重視して採用するよう努めている。

教員の採用および昇任に関しては、教員選考規程と教員選考規程細則に則り、人事委員会の決定の下に、本学独自の協議をすることとなった。それを基に教授のみによる教授会での議決を経て、学長がその任用を理事長に推薦した上、理事長が最終的に決定する。審査においては、教育研究業績を重視すると共に、学内管理・運営活動ならびに地域・社会活動における業績も対象として行う。

【区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

研究成果の公表については、各教員が、こども学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、保育及び教育にかかわる研究成果をあげており、13名の専任教員のうち11名が、著作の刊行、学会誌への論文等の寄稿、学会発表のいずれかの方法によって研究成果を公表している。専任教員個々人の研究活動の成果に関しては、本学ホームページ上の教員紹介欄に記載して外部に公開している。

学内の紀要として『神戸教育短期大学研究紀要』（以下、「研究紀要」）及び『神戸教育大学教育実践研究紀要』（以下、「実践紀要」）を刊行し、専任教員が研究成果を発表する機会を確保した。紀要の刊行については「研究委員会規程」及び「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に審議事項として明記し編集体制を定めており、「研究紀要」に関しては「投稿規程」を、「実践紀要」に関しては『教育実践研究紀要』の発行および編集に関する内規をそれぞれ定め、投稿及び編集に関する手続きを明確化している。

両紀要は本学ホームページ上で公開するとともに、「オープンアクセスリポジトリ推進協会（JAIRO Cloud）」及び「J-STAGE Lite」に加入して外部に公表している。「研究紀要」は一原稿につき抜刷30部、「実践紀要」は一原稿につき本編10部を執筆者に提供し、研究公開の一助としている。

2020（令和2）年度外部資金の獲得状況については、科学研究費補助金を2件獲得している。内訳は2019（平成31・令和元年）年度からの継続課題1件（研究活動スタート支援）と令和2（2020）年度の新規採用課題1件（基盤研究（C）：研究代表）であった。

2020年度採用の科学研究費補助金への新規応募数は2件であり、うち上記の1件が採択されたため、

新規採択率は50%であった。文部科学省から公表された「令和2年度科学研究費助成事業の配分について」（令和2（2020）年3月31日改訂版）の「研究者が所属する研究機関別 採択件数・配分一覧」を参照すれば、科学研究補助金の獲得件数および獲得金額に関して、同規模の短期大学のなかで上位に位置している。

その他の外部研究費は未獲得である。科学研究費補助金及び外部研究費の新規申請を推奨するため、担当職員をとおして全教員で申請に関する情報を共有しており、今後は、学内公募説明会及び個別相談会の実施や、申請サポートの強化などの取り組みを行い、より積極的に教員に働きかけていく必要がある。

研究条件・環境の整備については、専任教員の研究活動に関する規程として、「個人研究費制度内規」、「特別研究助成金交付規則」、「科学研究補助金取扱規定」、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」、「公的研究費に関する指針」を定め、研究活動の推進を図るとともに、研究上の不正に対する対応を周知している。

研究倫理の遵守に向けては、公的研究費の運営・管理に関して「科学研究補助金取扱規定」を定めるとともに、公的研究費最高管理責任者、コンプライアンス責任者を設置し、適切な使用の制度化に努めている。あわせて、全専任教員に対して、オンデマンド形式の研究倫理教育プログラムの受講を必須化している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等を制度化するため、「短期海外研修に関する規程」を定めている。

全専任教員に個人研究室と基本的な設備・備品を提供している。学内研究費として、専任教員（任期付き教員を含む）の個人研究費を助成するとともに、週1日の研究日を確保して、研究活動の推進に努めている。

以上の通り、本学においては、学内研究費、研究支援体制、コンプライアンス遵守のための体制、研究活動支援、研究業績公開のための基礎的支援体制は概ね整備されている。科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得に関しては、本学と同規模の教員組織を有する他大学と比較した場合、一定の成果を上げている。

今後は、大学全体としての研究活動の活性化に向け、限られた学内研究費の効率的運用、科学研究費補助金の申請や共同研究の促進のための支援体制の充実に努める。また、専任教員の研究活動を推進するために、学内業務の負担を軽減することも必要である。

令和2（2020）年度は『神戸教育短期大学研究紀要』第2号（令和3（2021）年3月発刊）に、2論文、『神戸教育短期大学教育実践研究紀要』第2号（令和3（2021）年発刊）に、5論文が掲載されている。

『神戸教育短期大学教育実践研究紀要』第2号の投稿の内容と本数

分類	本数
〈第1類〉 大学教育の理念や思想に関するもの	0
〈第2類〉 大学教育の制度、法およびその運用に関するもの	0
〈第3類〉 大学における専門教育に関する方法、技術、課題に関するもの	3
〈第4類〉 大学教育に適した教具・教材の開発およびその利用効果に関するもの	0
〈第5類〉 大学生の心身の特性と教育のあり方に関するもの	0
〈第6類〉 その他、大学教育の実践に関するもの	2
合計掲載本数	5

FD委員会では、教育の改善に取り組むため、PDCAサイクルの観点を重視している。令和元（2019）年度より、授業担当者には、授業評価アンケート及び授業評価アンケートに対する授業担当者のコメント

トに加え、授業改善報告書の作成を課している。授業を振り返ることにより改善を行い、次回の授業をよりよいものにするよう努めている。この授業評価アンケート後の授業担当者のコメントと授業改善報告書の作成は、年2回（前期・後期）に行っている。アンケート結果、授業担当者のコメント、授業改善報告書については、学内で公表している。

また、授業評価アンケートにかかわる業務をポータルシステムの活用によりスピーディーにできることで事務効率をあげることができている。

アンケート内容についても、令和元（2019）年度後期より、アンケート項目を見直し、「授業に必要な教室、施設、設備は整っていた」、「この授業の受講者数は適切であった」など、施設環境や受講者数など、授業者の責務以外のところで課題発生する項目は削除し、令和2（2020）年度も授業に関する内容を重視して行っている。

本学では、学生の授業に関する意見の聞き取りのため、「意見箱」を設置している。「意見箱」の令和2（2020）年度の投書は、5通であった。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、遠隔授業を行った関係で遠隔授業に対する学生からの要望も寄せられた。遠隔でも学生が満足する授業が行えるよう、改善することができた。

平成28（2016）年度から始めた公開授業を今年度も実施した。本学教員の授業が見学対象で、本学教職員及び非常勤講師が授業を見学することができる。令和2（2020）年度は後期の12月14日から1月8日までの期間で見学対象授業と見学希望者を募り、28コマの授業を見学対象授業とした。令和2（2020）年度の公開授業は以下の通りである。

見学対象授業と日程							
月日	曜日	時限	科目	担当者	対象学生	教室	参観者
12月14日	月	1	体育理論	山本	2AB	206	
12月14日	月	2	保育内容・言葉Ⅰ	田中	1C	202	
12月14日	月	3	保育内容・言葉Ⅰ	田中	1D	202	
12月15日	火	2	ICT保育Ⅰ	林	1D	206	
12月15日	火	5	子ども音楽療育概論	井本	1D・2ABC	206	
12月16日	水	1	子ども学ゼミB	林	1全	201	
12月17日	木	1	教育原理	宇賀神	1CD	206	西山先生
12月17日	木	1	幼児体育Ⅱ	川野	1B	体育館	
12月17日	木	1	保育内容・造形表現Ⅰ	辻本	1A	図工室	
12月17日	木	2	文章のトレーニング	三木	1C	208	
12月17日	木	2	保育内容・身体表現Ⅰ	川野	2B	体育館	
12月17日	木	2	障害児保育	杉浦	2D	203	藤井先生
12月17日	木	3	障害児保育	杉浦	2E	203	

12月18日	金	1	保育実習指導 I A	園田	1A	307	
12月18日	金	1	保育実習指導 I A	大西	1A	205	
12月18日	金	1	保育内容・言葉 I	田中	1B	211	
12月18日	金	2	保育実習指導 I A	大西	1C	205	
12月18日	金	3	音楽科教育法	井本	3AB	210	
12月18日	金	4	幼児体育 II	川野	1D	体育館	
12月21日	月	2	保育内容・言葉 I	田中	1C	202	
12月21日	月	3	保育内容・言葉 I	田中	1D	202	
12月22日	火	3	家庭支援論	藤井	3AB	206	
12月22日	火	5	子ども音楽療育概論	井本	1D・2ABC	206	
1月7日	木	2	文章のトレーニング	三木	1C	208	
1月7日	木	2	障害児保育	杉浦	2D	203	
1月7日	木	2	障害児保育	杉浦	2E	203	
1月8日	金	1	保育内容・言葉 I	田中	1B	211	
1月8日	金	3	音楽科教育法	井本	3AB	210	

公開授業は教員相互に有意義な活動とするために、参観者は、授業参観後「公開授業後の振り返りシート」に感想や改善点等の意見を書き込むようにしている。この「公開授業後の振り返りシート」は、授業者の授業改善に役立っている。令和2（2020）年度の意見として次のことが挙げられた。「内容だけでなく学生への声掛けなども参考になった」「学生の興味関心をひくような演習的な問題を提示されるなど、今後の自分自身の授業にも参考になることが多々あった」など、参観教員にも、授業改善のための新たな気づきを得ることができた。

また令和2（2020）年度のFD研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「なぜ今教学マネジメントに取り組むのか」をテーマにした動画視聴による研修を行った。教員からは以下のような意見があった。

- ・入学させた学生には教職員が一丸となって教育支援を行い、成果を獲得させる責任があるという理解を本研修により追認するに至った。
- ・研修で指摘されていた、人生100年時代の社会人基礎力の3つの能力「前に踏み出す力」「チームで働く力」「考え抜く力」についてである。この3つの力は保育者として働くうえでも重要である。これらの力を身に付けられるような授業を実施することが求められている。
- ・本学の教育方針に於いて、公立の幼稚園教諭や保育士の合格数の増員を目指すのであるならば、今後の入学者の選考に当たり合格ラインの底上げを検討し、授業内容のレベルアップを図ると共に、一人ひとりが、将来に向けた保育者としての職業意識を高揚させることが大切であると思います。これは本学の教学マネジメントの確立だけでなく、教職員が一丸となって、実態に合わせた適格な組織づくりが必要であると思います。

などである。今後も、研修等で、共に学ぶ場を作っていきたい。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

神戸教育短期大学の事務局職員については、令和元(2019)年4月からほとんどの職員が入れ替わり、新しい事務局職員で運営している。そのため、専門的な知識については今後 SD を充実させ教育活動等の支援を充実させる必要がある。また、経験が長い事務職員が管理職に就任しているため、新しい事務局職員への指導及び業務の見直しを図っており、その責任体制は明確である。

なお、事務関係諸規定については整備されている。事務部署においては情報機器、及び備品等が整備され、そのセキュリティ対策については外部委託ではあるが、専門的職員が従事している。防災対策については、校地敷地内に既存不適格の擁壁があり、大規模改修工事にて、法令適合となった。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

神戸教育短期大学の教育目標を実現するため、教員および職員の就業については、令和2年に関連法に則した新しい就業規則、及び関連諸規定を定め、人事管理はこれらの規則、規程のもとに適切に行われている。教員の採用、昇任等についても、教員選考規程に基づき適切に行われている。規程集の電子ファイルを本学のサーバーの共有フォルダに格納し、規程等の管理部署である総務部が常時最新のものに更新する方式をとっている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員選考規程細則に定められた業績のポイントを評価基準としているが、分野によってポイントの取り扱いが異なるため、今後の検討が必要である。令和元(2019)年度校名変更による規程の改正時には、新規規程細則としては取り入れられておらず、早急に見直す必要がある。学院全体での施設管理や業務管理ができるようなソフトの導入も視野に入れて、業務のより一層の効率化に取り組んでいる。令和2(2020)年に設置校ごとに就業規則や給与規程が異なっていたため、統一をおこなった。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

1. 学校調査
2. 図書館規定
3. 防火管理規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

神戸教育短期大学のキャンパスは、神戸高速鉄道「高速長田」駅より徒歩約13分の位置にある。本学の図書館は、十分なスペースを設けており、学生が自習や読書などで有効に利用している。

また、校地校舎は、短期大学設置基準を十分満たしており、運動施設としてバスケットボールのコートが2面取れる多目的ホールを有している。学科の教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための教室や、機器備品を次のとおり整備している。教室は150人対応の大教室から50人教室まで、受講人数に応じたサイズの教室が設置されている。各教室には、AV機器・プロジェクター等を設置し、教員への貸し出し用パソコン5台を学務部で保管している。また、専任教員には研究及び授業に使用するために1台ずつパソコンを貸与している。

実習室、演習室に関しては、情報処理室、小児保健室、模擬保育室、図工室、音楽室を設置している。保育士、幼稚園教諭において必須となるピアノの練習については、学生が自由な時間に練習できるよう専用個室を5室設けている。施設設備の利便性については、車椅子学生の移動を考慮してエレベーターで移動できるよう設計され、車椅子用のトイレも設置している。

学生が調査、資料収集に使用するモバイル端末の利用については、各教室には壁面のほか床にも埋め込み式の電源コンセントを設け、学舎内はすべて学内無線LANに対応しているがセキュリティの観点から学生への利用は認めていない。食堂のみ無線Wifiを使用できるようになった。

2階ホールの一角には、学生が空き時間を利用して自由に練習できるように電子ピアノを5台設置している。学舎内には各所にソファを設置し、学生のアメニティ空間としての役割を果たしている。

図書館は、454 m²で閲覧席は 28 席設けている。学舎の耐震性能の確保に関しては、現行の耐震基準を満たしている。防火消防設備については毎年法定点検を行い機能確保に努めている。防犯管理については、全館を赤外線センサーによるセキュリティで管理を行っている。建物出入り口には電子錠を備えており、夜間、休日は学校関係者以外の立ち入りを制限している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産および物品管理については、固定資産および物品管理規則を定め、適切に管理している。防災については、防火等管理規程により、防火・防災管理についての必要事項を定め、危機管理規程により予防並びに災害発生時における人命の安全確保および物的災害の軽減を図っている。また、災害時の非常食としてパンの缶詰やペットボトルの水 2 本をキャンパス内の本学学生に 1,000 食分準備している。また、AED を 1 台設置している。省エネルギー・省資源対策については、空調の室内設定を事務局にて集中管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

現状においては施設設備面に大きな問題はないが、今後も引き続き学生の要望や問題点を随時把握できる体制を維持し、適切な教育環境の管理・運営に努めなければならない。また、就職や実習等で問題や課題を抱える学生への支援体制が施設の面においても十分ではないため、その対策が必要となる。さらに学生同士が話し合えるような場所を提供することも今後の課題である。

平成 25 (2013) 年度のキャンパス移転以降、組織体制が変更されているが、それに伴い危機管理体制が更新されていないため、常に適切な体制が取れるように常時更新しておく必要がある。防災訓練では、災害時においては最も重要となる教職員の対応が適切に行えるよう、防災訓練以外に教職員向けの講習会などを定期的実施する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

1. NTT ネットワーク完成図書
2. 情報関連資料

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実に努めている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるように、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学内情報ネットワークの管理運営を総務部が兼務しているが、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェアおよびソフトウェアの向上充実に努めるために、専門知識のある者1名が週1日常駐している。総務部が業務の効率化をはかり現状等を把握するとともに、本学教職員で業務を共有するために必要なサーバーを維持管理している。

学生への連絡ツールとして学内ポータルサイト（ユニバーサルパスポート）が配備されており、必要な情報は、同システムから学生の携帯電話にメールで送ることが可能である。また、休講情報等については、ポータルサイトと掲示版で連絡している。学生に対しては情報処理の向上に関する授業として「情報処理（文書作成、表計算、プレゼンテーション）」を設けている。コンピュータ演習の授業は、1階情報処理室で行っている。

本学の全ての講義室には、プロジェクターとスクリーンが設置されており、DVDの視聴覚機器は学務部で貸し出すようにしている。持ち込みのノートパソコンに接続し、授業で利用できるように適切な環境を保持している。科目の特性に応じて、写真映像やビデオの利用により実践的な解説を行い、パワーポイントの活用により、課題の提示や解説を行っており、情報技術を活用した授業を展開している。なかでも201教室はスクリーンも大きく学生にとって見やすく理解しやすい学習環境となっている。

音楽室は3室、個人練習室5部屋があり、大教室の音楽室Ⅰにはグランドピアノ2台、電子ピアノ34台、教員用電子ピアノ1台が設置されている。電子ピアノでヘッドフォンを使って学習できる。

図工室は、作業用テーブル（4人掛け）が6台、木工用テーブル（4人掛け）3台が設置されている。また造形活動に必要な機材や工具（糸鋸、グラインダー、丸ノコなど）、絵本の制作に必要な電動裁断機も備えている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

- ①教職員のコンピュータ利用技術については個人の研鑽に任されており、全体的な技術の向上が必要である。
- ②音楽室は新しい情報技術を取り入れて教育効果を高める必要がある。35 台の電子ピアノをコンピュータと接続することによりプログラム学習や MIDI 対応の幅広い活用をすることができ、アンサンブル指導やグループワークなど、より充実した有効な授業展開ができ、授業時間のみならず学生の効率的な予習復習にもつながるようにしていきたい。ML システム導入やコンピュータと接続することなど学生一人1台ずつの電子ピアノをさらに活かした学習環境が望まれる。また、視聴覚機器、音響設備を整えていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

1. 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式1]
2. 「事業活動収支計算書の概要」[書式2]
3. 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式3]
4. 「財務状況調べ」[書式4]
5. 「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」[書式5]
6. 計算書類・財産目録 [平成30年度]
7. 計算書類・財産目録 [平成31年度]
8. 計算書類・財産目録 [令和元年度]
9. 経営改善計画
10. 事業報告書
11. 事業計画書／予算書／補正予算書
12. 寄付金・学校債の募集についての印刷物等
(ア) <http://www.shukugawagakuin.net/donations/>

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

資金収支及び事業活動収支については、過去3年間支出超過になっていたが、平成30（2018）年度に事業の再編を行い、平成31（2019）年度は経常収支の均衡がとれるようになり、令和2（2020）年

度においても経常収支で収入超過となった。また、貸借対照表の状況も健全に推移することとなった。退職給与特定引当資産については、引き当てすることが出来ておらず、今後の課題となる。入学定員充足率及び収容定員充足率についても妥当な水準で、今後の学院の財務基盤の安定化に寄与するものである。毎年度中長期計画を策定し、それに基づき単年度の予算編成が行われている。また、期中の執行についても適正に管理、執行されている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体 平成27年度～）」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

毎年度経営改善計画を策定し実行し計画通り履行できている。令和2（2020）年度においては日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）において、「A3」の健全な経営状況となっている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

今後、経営改善計画を確実に履行する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

毎年度経営改善計画を策定し文部科学省に提出している。

- (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況
特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画
特になし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

1. 寄附行為
2. 理事長の履歴書
3. 学校法人実態調査
4. 理事会議事録
5. 規程集

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。現在の理事長は、平成 29(2017)年 10 月に就任した。本学院を創業した増谷かめの親族であり、かつキリスト者であるため、本学院の建学の精神や教育理念を熟知している。また、平成 23 (2011) 年度以降、理事、法人事務局長、短期大学事務局長として学院全体及び本学の改革を実行してきたことから、学院や各設置校の業務内容及び諸課題を十分に把握しているので学院の今後の発展に寄与できる。

理事長はリーダーシップを発揮して、平成 30 (2018) 年 3 月の評議員会・理事会で学院の今後の方針について幼児教育・保育に特化することを提案して了承を得た。

その内容は、中等教育である夙川学院中学校・高等学校はを当時業務提携していた学校法人須磨学園に設置者変更により移譲し、本学院は保育者養成校である短期大学を中心に付属園を複数展開するという選択と集中により、経営をより安定化させるものである。理事長は、この計画に基づいて文科省及び

兵庫県などの関係諸機関と協議を重ね、一方では、新たな付属園として大阪府八尾市への認定こども園の開設に向けて着手した。そして、平成 30（2018）年 11 月 22 日に中学校・高等学校の須磨学園の設置者変更（平成 31（2019）年 4 月 1 日付）、また平成 31（2019）年 3 月 29 日には神戸教育短期大学付属八尾ソレイユ認定こども園の開設（平成 31（2019）年 4 月 1 日付）の寄附行為変更がそれぞれ認可された。

理事長は、令和元（2019）年度以降、幼児教育・保育に特化した法人としての施策をさらに推進している。西宮の短期大学付属幼稚園は令和 3（2021）年 3 月で閉園し、代わりに令和 3（2021）年 4 月から新園舎にて幼保連携型認定こども園夙川学院ソレイユ認定こども園を開園する。また、八尾市からの要望を受けて近鉄河内山本駅前に 0 歳から 2 歳児を受け入れるための短期大学付属八尾ソレイユ認定こども園分園（プチソレイユ）を同時に開設する。次の新園として、兵庫県明石市大久保町に短期大学付属西島保育園を令和 4（2022）年 4 月の開園に向けて準備を進めている。短期大学付属八尾ソレイユ認定こども園（本園）の園舎は 50 年以上にわたって公立保育所として使用したもので老朽化が激しいため、令和 5（2023）年 4 月に向けての園舎新築・移転について八尾市と基本的事項に合意し、詳細の協議を進めている。

理事長は、毎会計年度終了後 5 月末までに監事の監査を受け、理事会の議決を受けた決算および事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。監事、公認会計士、内部監査室で構成する監事協議会から、理事長は監査状況および今後の監査計画についての報告を受けている。但し、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症が全国的に蔓延し、4 月から 5 月にかけて緊急事態宣言が発出されたことにより、通常の世界活動に大きな支障を生じることになったため、決算および事業報告については令和 2（2020）年 6 月 29 日の理事会で議決し、同日に開催した評議員会に報告し意見を求めた。

理事長は寄附行為第 17 条に定められた手続きに従い、理事会および必要に応じて臨時理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営をしている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事長は、議長として理事会を統括するほか、理事、監事の意見を十分聴取し、法人全体および各学校の財務内容や管理運営状況を把握し、その改善に取り組んでいる。

令和 2（2020）年度は理事会を 7 回開催した。理事会は本学の認証評価に対する役割を果たし責任を負うとともに、理事会で学長等から必要な情報について報告を受け、本学の発展のために議論を行っている。理事会は、本学の運営や在学生の教育に関する法的な責任があることを十分に認識している。法人全体や本学に係る組織、事務分掌、経理などの業務については理事会等にて規程や細則を整備して適切に運営している。

また、理事長は常任理事会を原則として 2 週間ごとに開催することを決め、令和 2（2020）年度は常任理事会を 26 回招集した。新型コロナウイルス感染症への対策、夙川学院ソレイユ認定こども園の開園に向けた準備、短期大学付属八尾ソレイユ認定こども園分園（プチソレイユ）や短期大学付属西島ソレイユ保育園の開設に関する事など、重要な議案や迅速な対応が求められる案件について審議・決定し、後日開催する理事会にて報告を行っている。

理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。令和 2（2020）年 5 月 1 日時点で、理事現員数は 6 名であり、定数の 5 名以上 10 人以内を満たしている。寄附行為第 5 条 3 項のキリスト教条項は、理事総数の 1/3 としているが、理事のうち 3 名がキリスト者であり満たしている。また、理事は私立学校法第 38 条および、寄附行為第 6 条に基づき、院長、学長および園長、評議員、学識経験者から理事会において選任し、法令に基づき適正に構成されている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

令和 3（2021）年度以降の学院全体の課題としては、以下の項目が挙げられる。

- ①短期大学の安定的な学生確保
- ②学院全体の経常収支差額の収入超過の維持
- ③短期大学付属西島保育園の令和 4（2022）年度開園に向けた園舎建築と準備
- ④短期大学付属八尾ソレイユ認定こども園（本園）の令和 5（2023）年度移転に向けた園舎建築

と準備

⑤先進的な保育・幼児教育に関する学院内での継続的な議論と実践

いずれの課題も教職員の協力と関係諸機関の折衝が必要であり、理事長が関係者と十分にコミュニケーションをとることで内容を把握・理解し、リーダーシップを発揮して決断・推進していくことが重要となる。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

1. 学長の個人調書
2. 教授会議事録 [平成 29 (2017) 年度～令和 2 (2020) 年度]
3. 自己点検・評価委員会議事録
4. 人事委員会議事録
5. 研究委員会議事録
6. ファカルティ・ディベロップメント委員会議事録
7. 入試広報委員会議事録
8. ハラスメント防止に関する調査委員会議事録
9. 学務委員会議事録
10. 保育・教職課程委員会議事録
11. スタッフ・ディベロップメント委員会議事録
12. 教学マネジメント委員会議事録

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長の任命は、学長選任規程により定められている。学長は、本学の教育理念に則って公務を掌り、所属教職員を統督し得るものとして理事長が理事会の議を経て任命する。また、学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を聞き、最終的な判断を行っている。さらに令

和元（2019）年度よりは、多岐にわたる課題について迅速に対応できる体制として教学マネジメント委員会を立ち上げた。学務部長（学科長）・入試広報部長・学務課長とともに、短期大学の教育・運営の基盤方針を決定し、各委員会に諮るなど、教育活動全般にわたって業務を遂行しており、教職員へ丁寧な説明を行うなどリーダーシップを発揮している。また、教育や管理に関して必要な情報を理事会・評議員会で審議・報告事項として説明し、意思疎通をはかっている。学長は平成30（2018）年9月19日付で学長に就任以来、令和2（2020）年9月に再任され、短期大学運営、教育活動、教職員間の円滑な連携、さらには、法人の付属幼稚園、付属認定こども園との協力体制を固め、法人のさらなる保育施設の拡充にも尽力している。

学長は、教授会を学則第44条に基づいて開催し、本学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。本学の教授会は、学長、専任の教授・准教授・講師をもって組織することが、教授会運営規程第1条に規定されている。さらに規程には、学長は審議事項の性質に鑑み、事務局長その他の教職員を教授会に出席させることができるとあり、事務局長、学務課長、入試広報課長を必要に応じて同席させている。また、令和2（2020）年よりは、特任教員の数が専任教員を上回ることから、情報共有のため、オブザーバーとして出席していた特任教員にも欠席時には「欠席届」提出を義務づけることで一体感を強めている。学長は教授会運営規程に基づき毎月1回の定例教授会および学長が必要と認めた時に臨時教授会を招集する。同規程第2条により、学長が議長となり、第4条による審議事項を議案としている。教授会の議事録は、事務職員の課長が交代で担当し、議事録（案）については教授会構成員に事前に意見を聴き、次回の教授会冒頭に議長から最終確認を行っている。議事録は事務局に保管し、専任教職員はいつでも閲覧できるようにしている。

学長は、図書館長、学科長、学務部長・入試広報部長などの役職者については、それぞれの選任規程に則って任命している。また、教育・研究上必要とする各種委員会を設け、規程に則って委員長や委員を学長が指名している。平成28（2016）年度は、保育・教職課程委員会とファカルティ・ディベロップメント委員会を新しく設置した。これら委員会は学務委員会の部会として活動していたが、その重要性に鑑みて独立した委員会とした。さらに、スタッフ・ディベロップメント委員会を新設した。また、令和元（2019）年度には、全学的チェック体制として、3つのポリシーを踏まえた適切性に係る点検について、学外の参画が実現していなかったため、学外委員の委嘱を行い、体制を整えた。そして、学内の運営については教学マネジメント委員会を学長が委員長となって運営することで、教学の基本方針を検討している。

また、募集については、ほぼ一週間に一度開催される入試広報会議（理事長・学長・法人事務局長・入試広報部長・学科長・入試広報課長による）で、募集に有効であるばかりではなく、教育目標を反映した教育内容を遵守した広報が行われるよう監督する責任を果たしている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

各委員会で審議した案件を教授会で意見を取りまとめて学長が最終的に決定するという一連の意思決定プロセスは今後も堅持していくが、一方で、法人の教育方針・本学の規模に沿った教育活動・募集活動が適正に行われるようにするところに、学長のリーダーシップが求められている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

1. 寄附行為
2. 教育情報（情報公開先は、本報告書 p. 11-p. 13 にて掲載）
3. 財務情報（本学院法人ホームページにて公開 <http://www.shukugawagakuin.net/summary/>）
4. 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1]
5. 「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]
6. 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3]
7. 「財務状況調べ」[書式 4]
8. 「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」[書式 5]
9. 計算書類・財産目録 [平成 30（2018）年度]
10. 計算書類・財産目録 [令和元（2019）年度]
11. 計算書類・財産目録 [令和 2（2020）年度]
12. 経営改善計画
13. 事業報告書
14. 事業報告書／予算書／補正予算書
15. 寄付金・学校債の募集についての印刷物等
<http://www.shukugawagakuin.net/donations/>

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、令和 2（2020）年 5 月 1 日現在、定数 2 人のところ 2 人選任している。1 人は公認会計士、もう 1 人は長年にわたり本学の事務職員として各種業務を経験した元職員である。監事は寄附行為第 16 条（監事の職務）に則り、それぞれの専門性を活かして業務および財産状況を監査している。監事は、事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表および財産目録等を監査し、5 月末までに理事会並びに評議員会に監査内容を報告するとともに監査報告書を提出している。

監事は、業務又は、財産に関し不正の行為または、法令もしくは、寄付行為に違反する重大な事実があることを発見した時は、文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告することが寄付行為に定められている。監事は基本的に毎回の理事会および評議員会に出席し、学長、校長等から説明を受けたうえで必要な質問を行うとともに意見を述べている。また、文部科学省主催の監事研修会に毎年出席し、私学を取り巻く環境や行政の動向について認識を深めている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。

(2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、令和2(2020)年5月1日現在、定数11~21人のところ、教職員(定数4~10人)より4名、卒業生(定数3人)より3名、学識経験者・功労者(定数4~8人)より6名の合計13名を選任しており、理事会実数7名の2倍を超える数の評議員をもって組織している。なお、平成26(2014)年5月7日より本学の学科長が評議員に選任されたので、本学の教育現場を熟知している学科長が評議員会で具体的な意見等を述べることができる体制となった。令和2(2020)年度は評議員会を6回開催した。私立学校法第42条に準拠した寄附行為第22条(評議員会への諮問事項)により、予算、基本財産の処分、事業計画、寄附行為の変更といった重要事項について、理事長が評議員会に諮問のうえ、理事会にて審議・決定されている。通常、5月の評議員会では前年度の決算および事業報告、3月の評議員会では次年度の予算および事業計画が審議される。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3 の現状>

教育情報及び財務情報については、学校教育法施行規則第172条の2、私立学校法第47条の規定に基づき、学校法人のホームページで公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

特になし

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

学院全体としての5か年中期計画を毎年作成し、理事会にて計画の進捗状況の確認や見直しを行っている。また、文部科学省には中期計画を基にして策定した経営改善計画を提出している。

- (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況
特になし
- (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画
特になし